

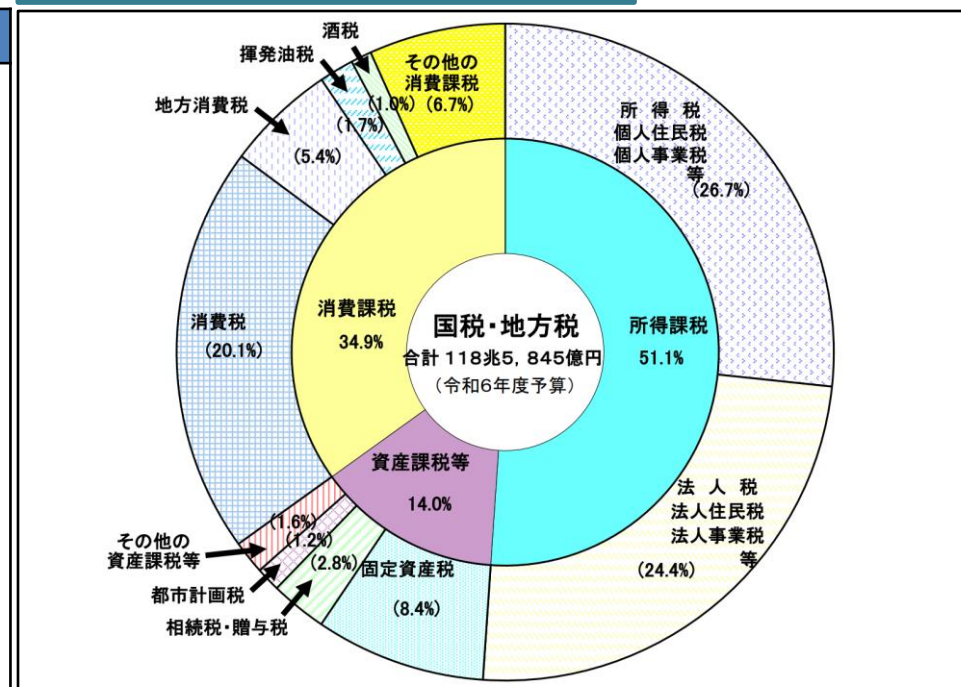
国内外における税制のグリーン化に関する状況について

我が国の税制の概要

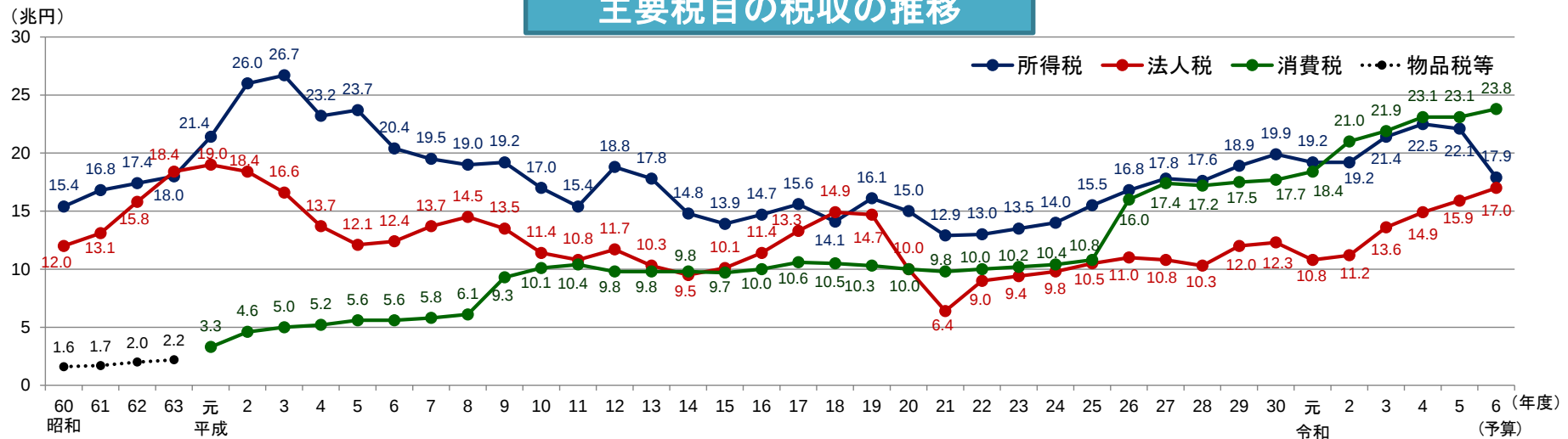
国税・地方税の税目

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税 森林環境税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 (環境性能割・種別割) 軽自動車税 (環境性能割・種別割) 鉦区税 狩猟税 鉦産税 入湯税
	資産課税等	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税			

国税・地方税の内訳



主要税目の税収の推移



(出典) 財務省「国税・地方税の税目・内訳」、財務省「主要税目の税収(一般会計)の推移」

我が国の環境関連税制

エネルギー課税

税 目 (課税主体)		課 税 対 象	税 率 (令和6年1月1日時点)	税 収 (令和6年度予算)	使 途
揮発油税 (国)	地方揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	48.6円/ℓ (本則: 24.3円/ℓ)	20,180億円	一般財源
			5.2円/ℓ (本則: 4.4円/ℓ)	2,159億円	一般財源 (都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)		自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	17.5円/kg	80億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)		軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該 引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/ℓ (本則: 15.0円/ℓ)	9,102億円	一般財源
航空機燃料税 (国)		航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	13.0円/ℓ ※令和4年4月1日～令和7年3月31日 までの特例税率 (本則: 26.0円/ℓ)	462億円	空港整備等 (税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対 策費として譲与)
石油石炭税 (国)		原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から 引き取るもの	・ 原油、石油製品 2,040円/kg ・ LPG、LNG等 1,080円/t ・ 石炭 700円/t	6,060億円	燃料安定供給対策 〔 石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため の、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置 エネルギー需給構造高度化対策 〔 内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造 の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネル ギー起源CO ₂ 排出抑制対策などの措置 〕 〕
	地球温暖化対策の ための課税の特例	CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ ※H24.10施行。3年半かけて税率を段階的 に引上げ	・ 原油、石油製品 760円/kg ・ LPG、LNG等 780円/t ・ 石炭 670円/t	—	
電源開発促進税 (国)		販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1,000kwh	3,110億円	電源立地対策 〔 発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の 周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供 する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置 電源利用対策 〔 発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供 給の円滑化を図るための財政上の措置 原子力安全規制対策 〔 原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行政法人原 子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。) 〕 〕 〕

計 4兆1,153億円

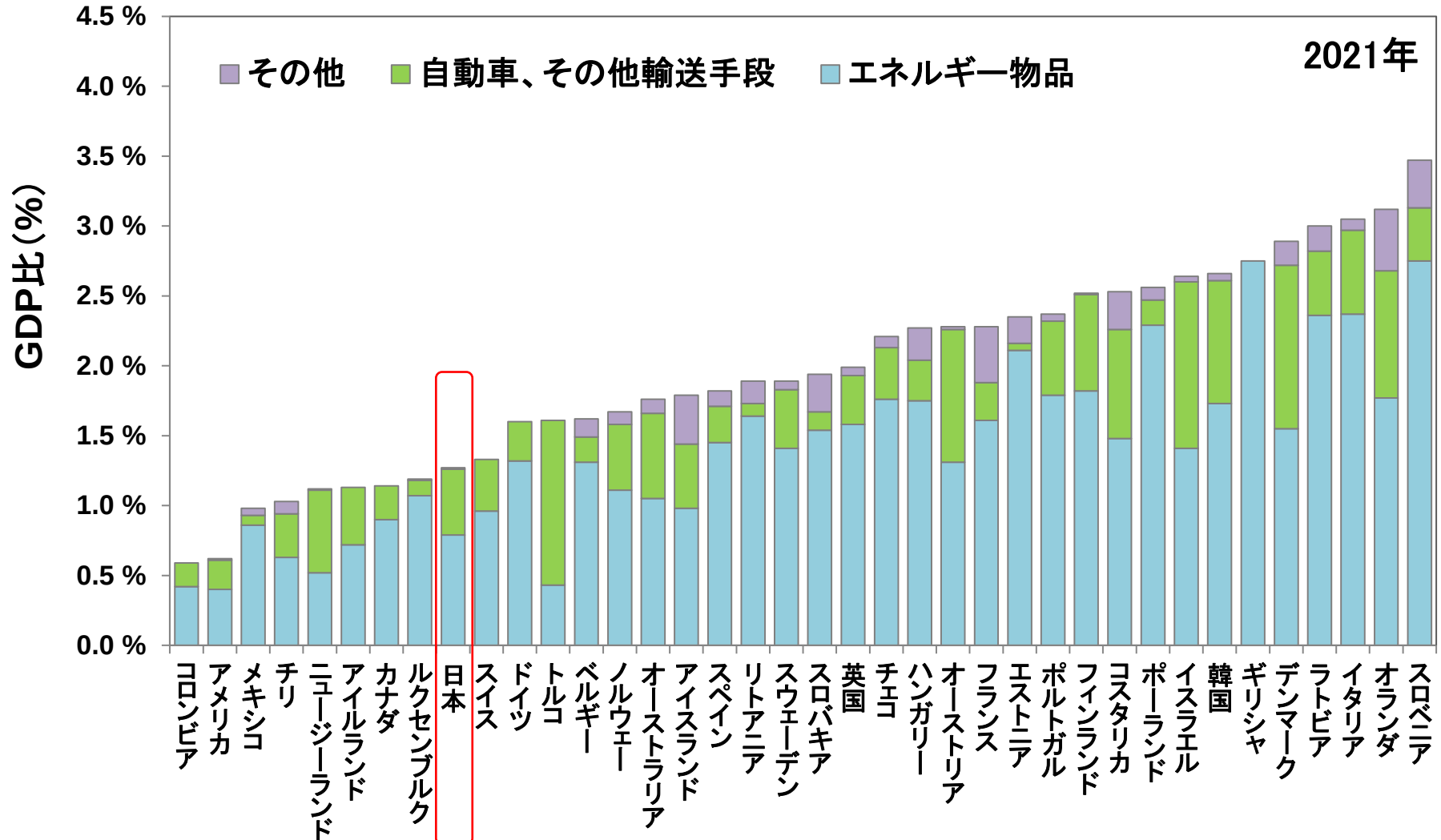
車体課税

自動車重量税 (国)		自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車 及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき ・ 自家用 4,100円/年 (本則: 2,500円) ・ 営業用 2,600円/年 (本則: 2,500円)	7,065億円	一般財源 (税収の24/1,000を都道府県の一般財源として譲与、税収(本則)の 333/1,000、税収(当分の間)の407/1,000を市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税 (都道府県)	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 取得する自動車	[例]乗用車・自家用 ・ 環境性能に応じ 取得価額の0～3%	1,482億円	一般財源 (税収の47/100は市町村に交付)
	種別割 ※令和元年9月30日 までは自動車税	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・自家用 総排気量1.5～2ℓ ・ 令和元年10月1日以後新車新規登録 36,000円/年 ・ 令和元年9月30日以前 " 39,500円/年	15,049億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	環境性能割 ※令和元年10月1日 から	自動車 三輪以上の軽自動車	[例]乗用車 ・ 環境性能に応じ 取得価額 の0～2%	230億円	一般財源
	種別割 ※令和元年9月30日 までは軽自動車税	自動車 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自 転車等	[例]乗用車・自家用 ・ 平成27年4月1日以後新車新規登録 10,800円/年 ・ 平成27年3月31日以前 " 7,200円/年	3,078億円	

計 2兆6,904億円

OECD諸国におけるGDPに占める環境関連税収の割合

GDPに占める環境関連税収の割合(2021年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の使途は、環境関連税の基準とならない」。

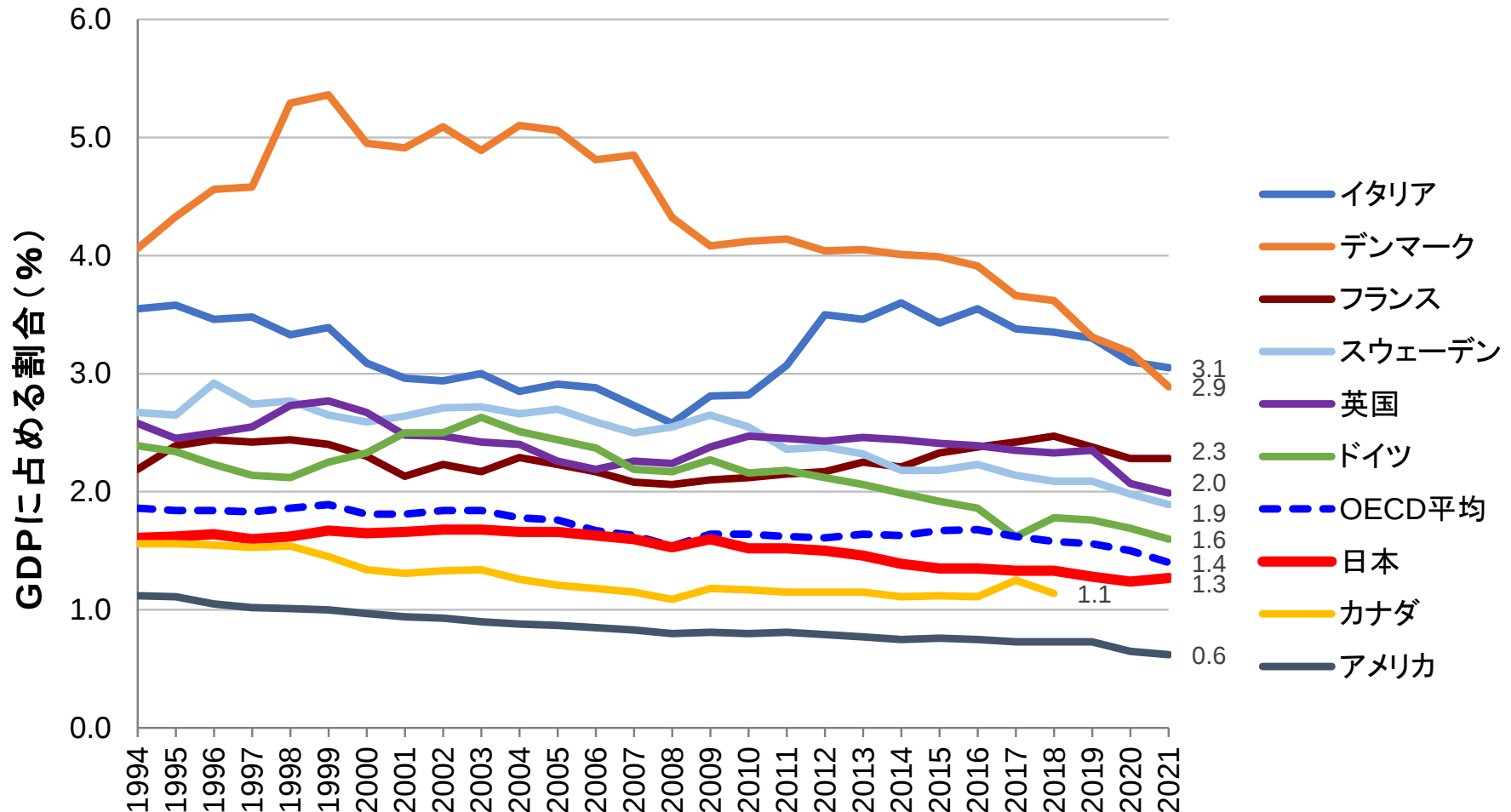
(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(注3) 韓国は2014年の値、豪州は2016年の値、イスラエルは2018年の値、カナダは2018年の「エネルギー物品」と「自動車、その他輸送手段」の値、コスタリカは2019年の値。

(出典) OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

OECD諸国におけるGDPに占める環境関連税収の割合の推移

GDPに占める環境関連税収の割合の推移(1994～2021年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の使途は、環境関連税の基準とならない」。

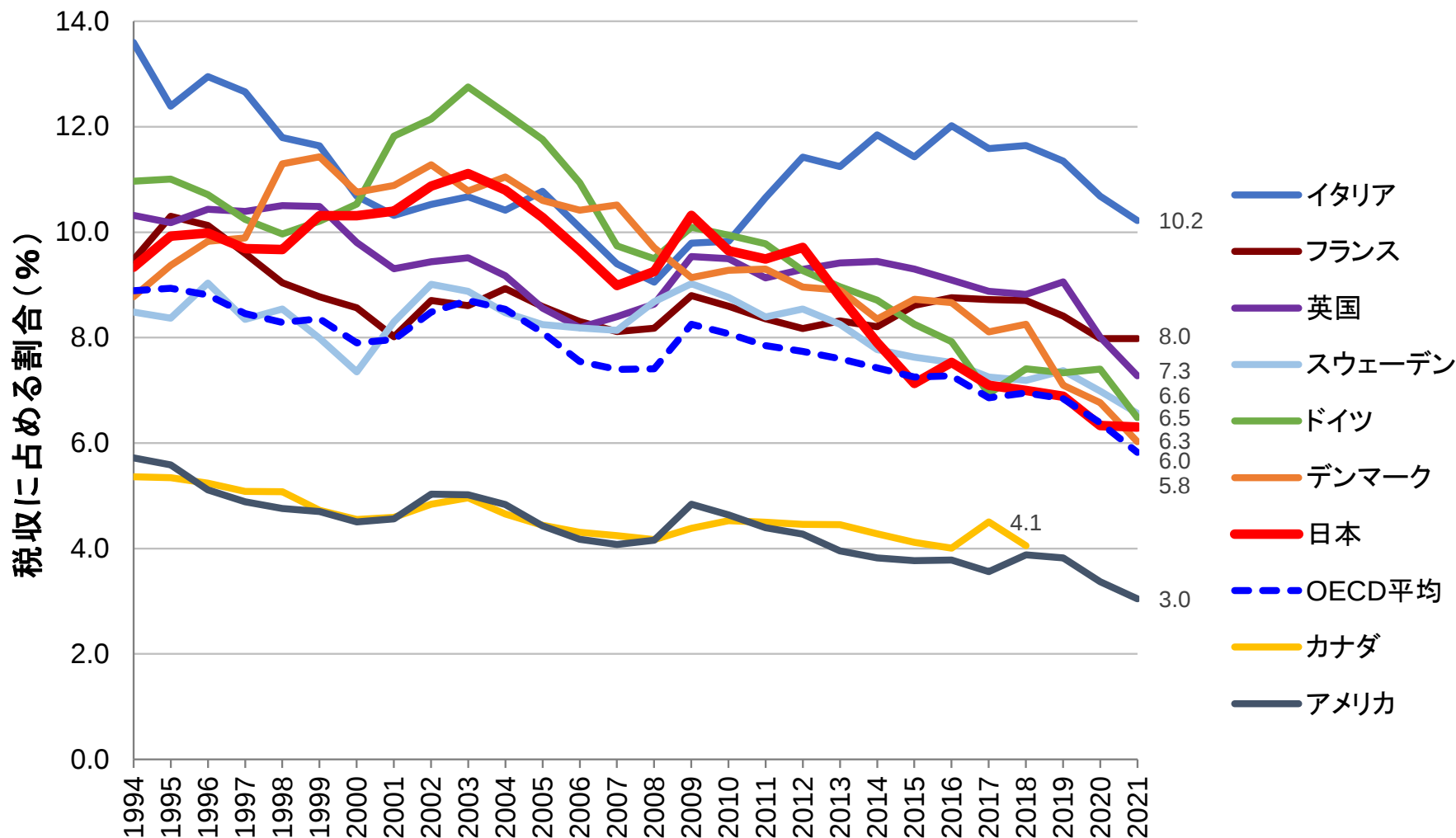
(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(注3) カナダの2015年から2018年までは「エネルギー物品」と「自動車、その他輸送手段」の合計。

(出典) OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

OECD諸国における総税収に占める環境関連税収の割合の推移

総税収に占める環境関連税収の割合の推移(1994～2021年)



(注1)「環境関連税」は、OECD database on Policy Instruments for the Environmentの「Tax」に記載された税目。OECDによれば、「環境関連税」とは、「特に環境分野に関連すると考えられる課税対象に対して賦課する義務的(compulsory)かつ一方的(unrequited)な政府への支払い」と定義され、また、「税の名称や目的、課税によってもたらされる税収の使途は、環境関連税の基準とならない」。

(注2)「環境関連税制」の課税対象は、「エネルギー物品」、「自動車、その他輸送手段」、及び「その他」(廃棄物、天然資源等)に区分される。日本の場合、「エネルギー物品」に対する課税には、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、「自動車及びその他輸送手段」に対する課税には、自動車重量税、自動車税(環境性能割・種別割)、軽自動車税(環境性能割・種別割)、「その他」に対する課税には狩猟税、鉱産税が含まれる。

(注3)「総税収」は、OECD「Revenue Statistics」のTotal Tax Revenueから2000 Social security contributions (SSC)、3000 Taxes on payroll and workforceを除いた値。

(注4) カナダの2015年から2018年は「エネルギー物品」と「自動車、その他輸送手段」の合計。

(出典) OECD「Revenue Statistics」、OECD「Environment Database - Instruments used for environmental policy」(2023年12月25日ダウンロードデータ)より作成。

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
気候変動対策	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	地球温暖化対策のための税、石油石炭税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、電源開発促進税
		車体課税(取得・保有税)	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税の環境性能割、自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	チェコ、豪州、デンマーク、ラトビア、セルビア、米国	—
循環型社会の形成	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為・埋立て、廃タイヤ・塩ビ等の個別物品への課税)	豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州等)、オーストリア、ベルギー(ワロン地域)、カナダ(BC州等)、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、 フランス 、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、 オランダ 、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン(ラ・リオハ州等)、スウェーデン、スイス、 英国 、米国(バーモント州等)	産業廃棄物税(例:三重県、岡山県)等
		循環型経済に係る税制上の優遇措置	米国(連邦・バージニア州等)	—
		包装税(プラスチック包装物、ペットボトル等への課税)	デンマーク 、クロアチア、エストニア、ハンガリー、 アイルランド 、 ポルトガル 、スペイン、スロベニア、 英国 、ポルトガル、 スウェーデン 、 ドイツ 、 ベルギー 、フィンランド、イスラエル、ノルウェー、カナダ(ケベック州)	—
	鉱物資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ポーランド、スウェーデン、英国、米国(アラバマ州等)、カナダ(BC州)、ブラジル	鉱区税、鉱産税
	水資源の保全	水道税(河川の取水行為、水道水の利用に対する課税)	デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ(ベルリン市等)、韓国、オランダ、ポルトガル、メキシコ、スロバキア、スロベニア	水道水源保全基金(豊田市)等
		地下水税(地下水の取水行為、地下水の利用に対する課税)	ベルギー(フランデレン地域)、チェコ、ドイツ(ベルリン市等)、韓国、スロバキア	地下水利用協力金制度(秦野市)等

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
生物多様性の確保・自然共生		樹木伐採・森林保全税(立木の伐採行為に対する課税や森林保全のための課税)	オーストリア(ウィーン市) 、 クロアチア 、チェコ、ポーランド、米国(オレゴン州)	—
		生物保全税(生物資源の収集・利用等への課税)	セルビア	森林環境税(国・高知県)等
		自然環境開発税(自然環境における開発行為や開発によって受ける便益に対する課税)	韓国 、 スペイン(ガリシア州)	—
		自然環境保全に係る税制上の優遇措置	豪州 、 カナダ 、 南アフリカ 、 米国	—
		入園・入山・入島税(観光地への入場通行等に課税)	アルゼンチン 、 豪州 、カナダ、 チリ 、中国、 クロアチア 、 エクアドル 、ギリシャ、メキシコ、モンテネグロ、 ネパール 、ポーランド、ルーマニア、セルビア、 タンザニア 、 タイ 、 米国	環境協力税 (例:沖縄県伊是名村)等
		狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	オーストリア、ブルガリア、カナダ(BC州等)、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、オランダ、ポルトガル、スウェーデン	狩猟税
		入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益に応じて課税)	オーストリア、ブルガリア、チリ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ラトビア、アイスランド、ポルトガル、英国	遊漁税(富士河口湖町)等
環境リスクの管理	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に課税)	フランス、イタリア、韓国	—
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	チェコ、デンマーク、フランス、イタリア、韓国、ノルウェー、スロバキア、スペイン(ガリシア州等)、スウェーデン	—
	水質保全	水質汚染税・排水課徴金(農薬、窒素・リン等の汚染単位数等に応じて課税)	チェコ、デンマーク、フランス、ドイツ、メキシコ、スロバキア	—
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への負荷行為に対する課税)	米国(ミネソタ州)	—
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ブルガリア、ルーマニア	—
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス	—
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	デンマーク、ノルウェー、スイス、米国(アラバマ州)	—
	原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等に応じて課税)	ドイツ、スロバキア	核燃料税(例:福井県)等
その他		放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	チェコ、フィンランド、スペイン、スウェーデン、英国	使用済核燃料税(柏崎市)等
		航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	豪州、カナダ、フィンランド、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、英国	国際観光旅客税
		道路利用税(利用距離に応じて課税)	デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、スイス、米国(オレゴン州等)	乗鞍環境保全税(岐阜県)等
		渋滞税(混雑地域に通行する車両等への課税)※	イタリア(ミラノ市)、スウェーデン(ストックホルム市等)、英国(ロンドン市)、シンガポール、ノルウェー(オスロ市等)、米国(ニューヨーク市等)	—

**諸外国における環境関連税制に関する最近の動向等
（循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生等）**

諸外国における廃棄物に対する課税の状況

○ フランスやオランダでは、廃棄物の熱処理施設及び埋立地を有する事業者及び海外に廃棄物を移送する事業者に対して課税している。英国は、廃棄物の埋め立てに対して課税している。

	フランス	オランダ	英国
制度名	• 汚染活動に対する一般税 (TGAP)	• 廃棄物税 (Waste Tax)	• 埋立税 (Landfill Tax)
導入目的	• 埋立地及び焼却炉の開発を制限し、廃棄物の削減やリサイクルを奨励することを目的に導入 (2000年施行) • 税率は消費者物価指数に応じ年々上昇	• 原材料再利用や焼却ゴミ減量化を目的に導入 (1995年施行) • 税率は年々上昇	• 廃棄物発生量を最小限に抑え、リサイクルや堆肥化など、埋め立て以外の廃棄物の管理手法を奨励することを目的に導入 (1996年施行) • 税率は年々上昇
課税対象	• 認可された有害・無害の廃棄物の焼却炉 (熱廃棄物処理施設) 又は貯蔵施設 (埋立地) に持ち込まれた有害・無害の廃棄物量 (重量ベース課税)	• 一定期間に投棄又は焼却された廃棄物量 (重量ベース課税)	• 環境法で許可された埋立地、又は許可されていない廃棄サイトに持ち込まれた廃棄物全般 (重量ベース課税)
納税者	• <u>埋立地又は熱焼却施設を有する廃棄物処理事業者、フランス国外に廃棄物を移送する認可事業者</u>	• <u>埋立地又は廃棄物焼却施設を有する廃棄物処理事業者、オランダ国外に廃棄物を移送する認可事業者</u>	• <u>埋立地の運営者、埋立地の管理者、無許可サイトでの廃棄者</u>
税率	• 廃棄物量に応じた税率 (2024年1月～) ➢ 非有害廃棄物の熱処理: 7EUR (エネルギー効率0.7以上) ~ 24EUR/重量トン (何も該当しない施設の場合) ➢ 非有害廃棄物の貯蔵: 58EUR (バイオガス回収75%超等) ~ 63EUR/重量トン (何も該当しない施設の場合) ➢ 有害廃棄物の熱処理: 14.23EUR/重量トン ➢ 有害廃棄物の貯蔵: 28.44EUR/重量トン	• 廃棄物量に応じた税率 (2024年1月～) ➢ 39.23EUR/重量トン ※ 浚渫土の投棄、要件を満たすアスベストの投棄、下水汚泥の焼却は免税	• 廃棄物量に応じた税率 (2023年4月～) ➢ 標準税率 102.10GBP/重量トン ➢ 軽減税率 3.25GBP/重量トン ※ 軽減税率の対象は、EU廃棄物枠組み指令 (2008/98/EC) で「有害」でない物質、不活性廃棄物 (岩・土) 等のGHG排出可能性が低い物質、埋立時の汚染可能性が低い物質等 ※ リサイクル等のために後日回収することを前提に、廃棄物の一時的な埋立を行う場合、埋立前に申告し指定期間内に回収を行えば、税金が還付される
税収・使途	• 268百万EUR (2020年) ※ 上記はTGAP (汚染・資源) 全体の税額 • 一般財源	• 240百万EUR (2022年暫定値) • 一般財源	• 626百万GBP (2022/23年) • 一般財源

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1EUR=約140円、1GBP=約163円 (2021~2023年の為替レート (TTM) の平均値、みずほ銀行)

(出典) フランス政府「Taxe générale sur les activités polluantes (TGAP)」、オランダ政府「Afvalstoffenbelasting」、英国政府「Landfill Tax」等より作成。

米国における循環型経済に係るインセンティブ政策の状況

- 米国では、連邦としてリサイクル機器の購入に対し、特別減価償却を実施。
- バージニア州を含む複数の州で、リサイクル機器の購入に対する所得税の税額控除を実施。

	米国(連邦)	米国(バージニア州)
制度名	特別減価償却費 (the Special Depreciation Allowance)	高度なリサイクル及びリサイクル可能な材料の処理に用いる機械・設備の購入に対する税額控除 (Tax credit for purchase of machinery and equipment used for advanced recycling and processing recyclable materials)
導入目的	リサイクル機器購入の促進を目的に導入 (2008年施行)	州のリサイクルネットワーク強化を目的に導入 (1999年施行)
対象者	リユース・リサイクル事業のための資産(機器)を購入し、購入年に税申告を行う個人又は法人	リサイクル事業のための機器を購入し、購入年に所得税を納税する個人又は法人
制度概要	適格なリユース・リサイクル資産(リユース・リサイクル可能な材料を収集・配布・処理するための機械・設備及び当該機械・設備の操作に必要なソフトウェアで、耐用年数が5年以上もの)の購入に対し、機器の使用開始年に当該資産の50%を特別減価償却費として計上させ、経理上の課税所得を減少させる ※ 対象は、2008年8月31日以降に購入・使用された資産に限る ※ 建物、不動産、リサイクル材料の輸送を目的とする機器は対象外	- バージニア州においてリサイクル材料から物を生産する、又は、廃棄物をリサイクル可能な原材料に変換することを目的として購入する機械・設備の購入価格の20%を、所得税(州税)から控除 - 機器購入年に税額控除の申請が可能。その年に支払う所得税の最大40%まで控除可能。使用しなかった税額控除は、10年間繰り越すことが可能 ※ 本制度に基づく税額控除は、バージニア州全体で年間200万USDを上限とし、上限を超える申請を承認した場合は、上限に達するまで各納税者に対する控除額を均一の割合で減額することとなっている

EUプラスチック税の概要

○ 2021年1月1日、EUは、中期予算2021-2027の新たな収入源として、加盟国に、リサイクルされない廃プラスチック包装の排出に対して拠出金の支払いを求める、プラスチック税を導入。

制度名	・ リサイクルされない廃プラスチック包装排出量にかかる加盟国拠出金(通称 EUプラスチック税)
導入年	・ 2021年1月1日
経緯	・ 2018年1月16日、欧州委員会は、循環型経済行動計画(2015年)の一部として、プラスチック戦略を発表。 ・ 2018年5月2日、欧州委員会は、EU独自財源に関する理事会決定案の中で、新たなEU独自財源として、プラスチック戦略に関連し、廃プラスチック税を提案。循環型経済への移行促進を図る。 ・ 2020年12月14日、EU理事会は、「EU独自財源に関する理事会決定(Council Decision 2020/2053)」を採択。EU独自財源として新たに廃プラスチック税(the plastics own resource)を導入。 ・ 2021年4月30日、EU理事会は、「廃プラスチック課税計算に関する理事会規則(Council Regulation 2021/770)」を採択。 ・ 2021年5月31日、全EU加盟国は、「EU独自財源に関する理事会決定(Council Decision 2020/2053)」を批准。同決定及び廃プラスチック課税計算に関する理事会規則 2021/770 は、2021年1月1日から遡及適用。
課税対象	・ リサイクルされない廃プラスチック包装の排出量(amount of non-recycled plastic packaging waste) ※各国の廃プラスチック包装の総排出量から、リサイクルされた廃プラスチック包装の量を引いた値。
税率	・ 廃プラスチック1kg当たり0.8EUR
税收・使途	・ 年間約60億EUR ・ 加盟国は予測発生量に基づき毎月拠出金を支払う。(加盟国はEU当局に廃プラスチック量とリサイクル量に関するデータを報告しており、2年後の7月以降に、最終データが出た段階で、供出額の調整を行う。) ・ 税收はEU中期予算に入る。中期予算(多年次財政枠組み+復興基金(Next Generation EU))の30%は欧州気候法の目標達成のため気候変動対策に活用。2026年・2027年は生物多様性の保全・回復に予算の10%を充当。
優遇措置	・ 一人当たり国民総所得(GNI)が2017年時点でEUの平均に満たない加盟国に対して、過剰負担とならないよう、2017年時点の人口×3.8kgの軽減措置を講じる。

※EU各国は、EUに対し拠出金を支払う義務はあるが、国内プラスチック税の導入は必須ではない。
(出典)「EU独自財源に関する理事会決定(Council Decision 2020/2053)」等より作成。

諸外国における包装物・使い捨て材に対する課税の状況①

- デンマークでは、使い捨て袋、食品包装用ラップ、容器全般に対して広く課税している。
- アイルランドではレジ袋に対する課税を、ベルギーでは再利用できない容器に対する課税を導入。
- 英国は、2022年4月から、再生プラスチックの利用率の低い包装材に対する課税を導入。

	デンマーク	アイルランド	ベルギー	英国
制度名	包装税 (Packaging Tax)	プラスチックバック環境税 (Plastic bag environmental levy)	包装課徴金 (Packaging charge)	プラスチック包装税 (Plastic Packaging Tax)
導入目的	容器包装材全般の使用抑制を通じた廃棄物減量化を目的に導入(1999年施行)	環境保全及び景観の改善のためのレジ袋削減を目的に導入(2002年施行)	環境負荷削減を目的に導入(2007年施行)	プラスチック使用削減を目的に導入予定(2022年施行)
課税対象	- 容器全般(重量ベース課税と容量ベース課税の併用)、使い捨て袋・容器、ポリ塩化ビニル(PVC)食品包装用ラップが対象 - 製造業者と容器の輸入業者に対して課税	- 再利用可能なショッピングバックは非課税 - 消費者に課税(レジ袋購入段階)	水・清涼飲料等の飲料容器の製造業者に課税	国内で製造・輸入された30%以上の再生プラスチックを含まない包装材の製造業者・輸入業者に課税(年間10トン未満の少量事業者は免税)
税率	- 包装の種類に応じた税率※1 ➢ レジ袋・使い捨て包装(1kgあたり): [食品包装用塩ビ箔] 43.71DKK、[使い捨て容器] 64.11DKK、[ビニール袋] 73.46DKK ➢ アルコール・ワイン(1容器あたり): [プラスチック製] 0.14DKK~1.78DKK ➢ ビール・ソフトドリンク他(1容器あたり): [素材不問] 0.06DKK~0.71DKK	- レジ袋1袋あたり税率: 22セント ※レジ袋税に付加価値税は課されない ※小売業者にレシートへの税率の表示を義務付け ※小売業者は四半期に一度歳入庁に報告。なお、帳簿への記帳や集計・報告等は付加価値税(VAT)の管理システムを活用	100Lあたり包装の種類に応じた税率: ➢ 再利用可能な容器: 1.41EUR/100L ➢ 上記以外の容器: 9.86EUR/100L	包装材1トンあたり税率(2024年4月~): 217.85GBP
税収・使途	700百万DKK(2024年見込) - 一般財源	7百万EUR(2022年) - 循環型社会基金に入り廃棄物削減、リユース、リサイクルの支援に使用	349百万EUR(2022年見込) - いずれも一般財源	268百万ポンド(2023/24年度) - 一般財源

※1 プラスチック製以外の容器への課税は以下の通り。紙袋: 33.39DKK、紙製アルコール入容器: 0.09DKK(10cl未満)~1.10DKK(160cl以上)、ガラス・金属製アルコール入容器: 0.14DKK(10cl未満)~1.78DKK(160cl以上)。

(備考) 税率は特に記載のない限り2024年1月時点。為替レート: 1DKK=約19円、1EUR=約140円、1GBP=約163円(2021~2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) デンマーク税務省「Packaging Tax Act」、アイルランド気候行動環境省「Plastic bag levy」、ベルギー財務省「Packaging charge」、英国歳入庁ウェブページ「Introduction of Plastic Packaging Tax from April 2022」等より作成。

諸外国における包装物に対する課税の状況②

○ ポルトガル、スウェーデン、ドイツでも、プラスチック容器・包装の製造・輸入業者等に対して課税。

	ポルトガル		スウェーデン	ドイツ
制度名	軽量ビニール袋への課徴金 (Contribution on light plastic bags)	調理済み食品における使い捨てプラスチックやアルミ包装への課徴金	プラスチックバッグ税 (Tax on plastic carrier bags)	使い捨てプラスチック基金 (Single-Use Plastics Fund)
導入目的	グリーン税制改革の一環として、環境負荷削減を目的に導入 (2015年施行)	使い捨て包装の消費量・廃棄量の削減を目的に導入 (プラスチックは2022年7月1日施行、アルミは2024年1月1日施行)	ポイ捨てとレジ袋削減 (マイクロプラスチックの拡散抑制) を目的に導入 (2020年施行)	使い捨てプラスチック製品が海洋環境と人間の健康に及ぼす影響を回避および軽減し、持続可能な経済を促進することを目的に導入 (2023年施行、2024年1月1日課税開始)
課税対象	全体または一部がプラスチック材料で構成され、薄さが50 µm以下の包装用バッグ	調理済み食品及び持ち帰りのために購入される、プラスチック、アルミニウム、またはプラスチックまたはアルミニウムを含む多素材の使い捨て包装	- 店内で購入した商品の梱包や持ち運びのために、消費者に提供される使い捨てプラスチック製袋 (レジ袋) が対象 - 再利用可能な袋は非課税 - 消費者向け梱包材 (ごみ袋等) は非課税	使い捨ての食品容器やレジ袋、飲料容器、軽量ビニールバッグ等の使い捨てプラスチック製品が対象
納税者	製造業者、他のEU諸国及び自治地域※1からの購入業者、輸入業者	製造業者、他のEU諸国及び自治地域※2からの購入業者、輸入業者	レジ袋の製造業者、輸入業者、他のEU諸国からの購入業者	使い捨てプラスチックの製造業者または輸入業者
税率	1枚あたり0.08EUR ※社会的又は人道的な文脈、特に食品の社会的流通又は食品廃棄物対策に使用される場合は免税。	1包装あたり0.3EUR ※食料品 (氷を含む) と接触する又は接触を意図している場合や、社会連帯機関への寄付に使われている場合は免税。	- レジ袋1枚あたり税率: 3SEK (厚さが15µm以下で容積が7Lを超えない場合、レジ袋1枚あたり0.3SEK) ※製造業者または輸入業者が、税務庁へ報告	- 包装の種類に応じた税率 ➢ ビニール袋及びホイル包装: 0.876EUR (製品1kgあたり) ➢ 軽量ビニールバッグ: 3.801EUR (製品1kgあたり)
税収・使途	46.6万EUR (2022年見込)	—	5億SEK (2022年)	使い捨てプラスチック基金に入り、使い捨てプラスチックの廃棄処分費用等を使用

※1 自治地域とは、ポルトガル本土から離れているアソーレス諸島とマデイラ諸島を指す。

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1EUR=約140円、1SEK=約13円 (2021~2023年の為替レート (TTM) の平均値、みずほ銀行)

(出典) スウェーデン議会ウェブサイト「プラスチックバッグへの課税に関する法律」、ドイツ連邦司法省ウェブサイト「使い捨てプラスチック基金に関する法律」等より作成。

諸外国における樹木伐採・生物保全に係る課税の状況

- オーストリア(ウィーン市)では、樹木保護や景観保全を目的とし、植林や移植を伴わない樹木の伐採行為に対して補償料金の支払いを求めている。
- クロアチアでは、持続可能な森林管理の財源確保を目的とし、森林公益機能料金を導入している。
- セルビアでは、野生動植物・菌類の収集・利用・取引に対する料金制度を導入している。

	オーストリア(ウィーン市)	クロアチア	セルビア
制度名	樹木伐採料金 (Tree removal fee)	森林公益機能料金 (Forest Public Benefit Function Fee)	野生動植物収集・利用・取引料金 (Fees for the collection, use and trade in protected species of wild flora, fauna and fungi)
導入目的	樹木保護、景観保全(1995年施行)	森林の持続可能な管理に必要な財源の確保(1983年施行)	野生生物の個体群の保護
課税対象	公有・私有を問わず、植林や移植を伴わない立木(円周40cm超)の伐採に課税	法人税・所得税の義務を負う、一定以上の年収がある企業・個人の収入・収益に課税	許可を受けた自然生息地の保護種の野生動植物・菌類の収集・利用・取引に課税
税率・賦課率	- 樹木伐採後に植林又は移植が行われない場合、補償料金の支払いが求められる ➢ 樹木1本あたり1,090EUR - 加えて伐採許可を得るための費用として、以下の4項目で構成される料金を徴収 ① 申請のための連邦料金 14.3EUR ② 評価書面費 3.9EUR/A3・1頁 ③ 評価調査費 7.63EUR/30分 ④ 立木管理費 4.72～21.8EUR/1本 - 森林の樹木、農園の樹木、果樹は対象外	年収・収益が7,500,000HRK以上の企業・個人を対象に、収入・収益の0.024%に相当する額を徴収	- ベース額の10%を徴収 ※ ベース額＝収集・利用・取引が認められている保護種の単位収集量当たり価格(RSD/重量kg)×収集量(重量kg) ※ なお、保護種とは、絶滅の危機に瀕していない希少種や、国際協定によって保護方法が規定されている種等
税收・使途	5.89百万EUR(2022年) - 補償料金の収入は主に植林や市街地の土地取得に使われるほか、植林のための助成金に使われる。	2,466万EUR(2015年) - 持続可能な森林管理(保護森林の管理、商業用森林の管理、原生林地における森林造成、等)に使用	92百万RSD(2018年) - 一般財源(収益は国の予算に充当される)

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1EUR=約140円(2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、1HRK=20円、1RSD=約1円(為替レートはOANDAの2024年1月1日のレート)

(出典) ウィーン市ウェブページ「Bewilligung zur Baumentfernung – Antrag」、ウィーン市ウェブページ「Ausgleichsabgabe nach dem Wiener Baumschutzgesetz」、オーストリア政府統計局「Steuereinnahmen」、セルビア環境保護庁ウェブページ「Indicator Name: Revenues from fees for use of natural resources」、セルビア法務情報システムウェブページ、クロアチア官報ウェブページ「Zakon o šumama」等より作成。

諸外国における自然環境の開発行為に係る課税の状況

- 韓国では、海洋生態系に悪影響を与える開発行為に対する生態系保全協力金を導入している。
- スペインのガリシア州では、ダムの開発・利用に伴う河川の環境破壊行為に対して課税している。

	韓国	スペイン(ガリシア州)																	
制度名	海洋生態系保全協力金 (Marine Ecosystem Conservation Levy)	ダムの水の利用に伴う環境破壊に対する税 (tax on environmental damage caused by certain uses and exploitation of dammed water)																	
導入目的	海洋生態系の乱開発の防止と保全 (2007年施行)	河川の開発・利用によって引き起こされる河川への悪影響の補償と環境修復 (2008年施行)																	
課税対象	- 海域における10万m²以上の開発行為 (盛土による地形変更、水生植物群集の生息域を破壊する行為、沿岸湿地等の埋立や干拓) - 海洋生態系の生物乱獲対策に関する事業、漁業に悪影響を及ぼす海洋生物の管理のための事業、海洋生態系の復元・保全・管理のための事業については海洋生態系保全協力金の対象外	- 河川の自然価値 (特に河川の流速や流量) を大幅に変え、河川に負の影響を与えるダムの開発や利用 (産業活動) - 該当するダムの要件: ① 堤高が15メートル超のダム ② 堤高が10～15メートルで以下のいずれかを満たすダム 堤頂長500m超、貯水容量100万m³超、放水容量2,000m³/秒																	
税率・賦課料率	- 毀損面積 × 300KRW (m²あたり) × 地域係数※ ※ 地域係数: 区域 (漁港、排他的経済水域、海洋保護区域等) と埋立の有無に応じて2～40を適用。漁港の場合は埋立の有無に関わらず2を適用、海洋保護区域でありかつ埋立を伴う場合は40を適用。	利用量に応じて決まる水量 (hm³) × 800EUR/hm³ × (1 + a - b) <table><tr><td rowspan="4">a) ダムの高さ(m)に応じた係数</td><td>～30m</td><td>0.0001</td></tr><tr><td>30m超～100m</td><td>0.0005</td></tr><tr><td>100m超～300m</td><td>0.001</td></tr><tr><td>300m超～600m</td><td>0.01</td></tr><tr><td rowspan="2">b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数</td><td>600m超～</td><td>0.04</td></tr><tr><td>～200MW</td><td>0.0005</td></tr><tr><td></td><td>200MW超～</td><td>0.001</td></tr></table>	a) ダムの高さ(m)に応じた係数	～30m	0.0001	30m超～100m	0.0005	100m超～300m	0.001	300m超～600m	0.01	b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数	600m超～	0.04	～200MW	0.0005		200MW超～	0.001
a) ダムの高さ(m)に応じた係数	～30m	0.0001																	
	30m超～100m	0.0005																	
	100m超～300m	0.001																	
	300m超～600m	0.01																	
b) 水力発電の容量(MW)に応じた係数	600m超～	0.04																	
	～200MW	0.0005																	
	200MW超～	0.001																	
税收・使途	98.79億KRW (2022年) - 海洋生態系保全協力基金として海洋生態系の保全及び管理に係る事業に使途	11.07百万EUR (2021年) - 環境破壊によって影響を受けた河川の保護を中心に自然資源の保護、環境保全・再生の取組に使途																	

(備考) 税率は2024年1月時点。為替レート: 1EUR=約140円、1KRW=約0.1円 (2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 韓国国家法令情報センターウェブページ「Enforcement Decree of the Marine Ecosystem Conservation and Management Act」、スペイン官報ウェブページ「Ley 15/2008, de 19 de diciembre, del impuesto sobre el daño medioambiental causado por determinados usos y aprovechamientos del agua embalsada (DOG núm. 251, de 29 de diciembre de 2008).」等より作成。

16

諸外国における自然環境保全に係る税制上の優遇措置の状況

- 南アフリカでは、自然保護区又は国立公園に指定された土地について、土地の保護・管理に経済的便益を与えるため、指定に合意した土地所有者に対する所得税の控除を実施している。
- カナダでは、生態学的に重要とされる土地を適格な管理者に寄付した企業や個人に対する所得税の控除を実施しているほか、当該土地の譲渡所得に係る所得税を非課税としている。

	南アフリカ	カナダ
制度名	自然環境保全に関する所得控除 (Allowance in respect of land conservation in respect of nature reserves or national parks, Section 37D of the Income Tax Act)	エコロジカルギフトプログラム (Ecological Gifts Program)
導入目的	2003年国家環境管理保護地域法(NEMPAA)に基づき、自然保護区又は国立公園に指定された土地について、長期的な保護と効果的な管理に経済的便益を与えるための税制優遇措置(2015年～)	重要な生息環境の多くが私有地のため、私有地の保全を支援するための税制優遇措置(1995年～)
内容	<u>自然保護区又は国立公園に指定された土地所有者が、それに合意した場合、土地の価値に応じて算出される額を所得税から控除する</u>	<u>生態学的に重要な土地(森林、草原、湿地、海岸線等)の所有者が適格な管理者に土地またはその一部権益を寄付するにあたり、以下の二つの税制優遇措置を実施</u> ① 土地の価値に応じた所得税の控除又は税額控除 ② 土地のキャピタルゲイン税を非課税※ ※通常、キャピタルゲインの50%が課税対象となる
控除・非課税対象	<u>25年間、毎年、対象土地の価値の4%を控除</u> - 対象土地の価値の計算方法は以下の通り(いずれかの大きい値) ① 土地の取得及び土地の改良に要した費用 ② 市場価格(①+A×B、で計算) - A: 市場最低価格又は宣言合意日の価格に基づく資産売却益 - B: 個人や特別信託の場合は0.6、その他は0.2 99年以上の所有権を有している土地が対象 - NEMPAAに基づく自然保護区又は国立公園でなくなった場合、納税者は直近5年間に受けた控除総額をその年の収入として申告	①に関する控除額は以下の通り(10年間繰り越し可能) <u>【企業】寄付した土地の市場価値※に相当する額について所得税を控除</u> <u>【個人】寄付した土地の市場価値※に応じて以下の通り計算される額を税額控除</u> ➢ 200CADまで: 15% ➢ 200CADを超過する額: 29% ※市場価値は環境・気候変動省が決定

(備考) 控除額は2024年2月時点。為替レート: 1CAD=約98円 (2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
(出典) 南アフリカ Income Tax Act Section 37D、カナダ政府ウェブページ「Ecological gifts program: overview」等より作成。

豪州における自然環境保全に係る税制上の優遇措置の状況

○ 豪州では、環境価値の高い土地の保全に誓約した土地所有者や、森林管理者に対して投資を行った投資家の所得税を控除している。

	豪州	
制度名	保全誓約控除 (Conservation covenant deduction)	林業管理投資スキーム (Forestry managed investment schemes; FMIS)
導入目的	環境価値の高い土地を保護するための税制優遇措置(2001年～)	商業的な森林プランテーションの拡大を奨励するための税制優遇措置(2007年～)
内容	- 国との間で、環境価値の高い土地の保全に関する恒久的な誓約※を締結した土地所有者(企業・個人)に対し、以下の二つの税制優遇措置を実施: ①所得税を控除する ②キャピタルゲイン税を優遇する(免除、減免等) ※ 環境価値を低下させる可能性のある活動を制限・禁止する誓約	森林管理者に投資を行うことで森林権益を取得した投資家の所得税を控除する
控除・非課税対象	- 所得税控除について、誓約締結に伴う土地開発制限により土地の市場価値が下落した場合、下落額分を控除 - 下落額が5,000AUD超の土地、または誓約締結前12ヶ月以内に取得された土地が所得税控除の対象 - 誓約締結の見返りに金銭等を受け取った場合は所得税控除の対象外	- 投資額分を控除 - 投資資金の70%がプランテーション設立・管理・収穫等の林業活動に直接利用され、かつ支払い年から18カ月以内にプランテーションが設立された場合が対象 - 森林権益は4年間保有することが必要(権益は二次市場での取引が可能であるが、控除対象となるのは最初の権益取得者のみ)

(備考) 控除額は2024年2月時点。為替レート: 1AUD=約89円(2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 気候変動・エネルギー・環境・水資源省ウェブサイト「Tax concessions」、豪州政府ウェブサイト「Interest, dividend and other investment income deductions」等より作成。

米国における自然環境保全に係る税制上の優遇措置の状況

- 米国では、歴史的に重要な土地・建物や生息地等の土地の所有者が、保全を目的として、それらの保全を行う政府・組織に寄付した場合、開発や利用の制限に伴う土地の価値損失分を所得税から控除している。
- この他、林業地における再植林費用を所得税から控除する、また、政府の定める自然保護プログラムで受け取った収入を課税所得の対象外にすることで、私有林の維持・管理を奨励している。

	米国	米国	米国
制度名	保全地役権の寄付に対する所得控除 (Tax Deduction for Conservation Easement Contributions)	再植林費用に係る所得控除 (Tax Deduction of reforestation expenditures)	費用分担支払い (Cost-Sharing Payments)
導入目的	歴史的に重要な土地・建物や生息地等の土地の保全を目的とした税制優遇措置 (2006年～)	私有林の維持と健全な管理を奨励することを目的とした税制優遇措置 (1980年～)	私有林の維持と健全な管理を奨励することを目的とした税制優遇措置 (1979年～)
内容	歴史的に重要な土地・建物や生息地等の保全を目的とし、<u>土地所有者が恒久的にそれらの土地・建物の開発や利用を制限する法的協定を結び、保全を行う政府や公益慈善団体等にその保全地役権を寄付した場合に、所得税を控除する</u>	1エーカー以上の<u>適格な林業地※</u>において再植林を行った場合に土地所有者の所得税を控除する ※ 商業利用する上で十分な樹木があり、木材の販売や木材製品の生産のために植樹・栽培・手入れ・伐採が行われている国内の林業地等	連邦政府が指定した<u>適格な自然保護関係プログラム※</u>に参加した企業・個人に対し、<u>プログラムにおいて受け取った収入(費用分担金)の全額又は一部を課税所得の対象外とする</u> ※ 森林における害虫管理、浸食しやすい耕地における一時的な休耕及びその耕地における環境改善に繋がる植物の植栽 等
控除・非課税対象	<u>利用制限に伴う土地の価値損失分</u> - 所得の50%まで (農家・牧場主の場合100%まで)、所得税の控除を申請可 (控除未適用分は15年間繰り越し可)	<u>再植林に係る費用</u> (種・苗木、機器等) - 年間10,000USDが上限 (超過分は7年間繰り越し可能)	<u>自然保護関係プログラムの対象となる土地の価値を貨幣価値※換算した金額が上限</u> ※ その土地の過去3年間の平均年間収入の10%、又はエーカー数×2.5USDで計算される値のうち高い方

諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況 ①

- 海外の入山・入園に関する税等として、キリマンジャロ(タンザニア)、サガルマータ(ネパール)、プリトヴィッツェ湖群(クロアチア)、アコンカグア(アルゼンチン)等で、入園料・入山料制度が存在。
- 外国人料金が顕著に高いことが特徴。また、観光シーズンによって価格差を設けているケースも。

諸外国における入園・入山に関する税等の概要

	タンザニア	ネパール	クロアチア	アルゼンチン																																			
税目	・キリマンジャロ国立公園 入園料(conservation fee)	・サガルマータ国立公園 入園料(entrance fee)	・プリトヴィツェ湖群国立公園 入園料(entrance fee)	・アコンカグア入山料 (entrance fee)																																			
導入目的	・国立公園(1973年設立)保全	・国立公園(1976年指定)の 保全、野生生物の保護	・国立公園(1949年指定)の 恒久的な保護・整備	・州立公園(1983年指定)の 運営・サービス提供のため																																			
課税対象	・公園入園者	・公園入園者	・公園入園者	・入山者																																			
税率 その他	・公園入園時に課税 (16歳以上1日1人当たり) <table><tr><td>東アフリカ在住者</td><td>10,000TZS</td></tr><tr><td>タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人</td><td>35USD</td></tr><tr><td>東アフリカ非在住者</td><td>70USD</td></tr></table> ※非在住者の料金は東アフリカ在住者の 15倍[8,900円]程度 ・入園時に購入。 ・付加価値税(18%)がかかる ・5歳～15歳は割引料金、5歳未 満は無料 ・キャンプ・宿泊・ガイド帯同等に は別途料金がかかる ・収入は公園の維持管理に使用	東アフリカ在住者	10,000TZS	タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人	35USD	東アフリカ非在住者	70USD	・公園入園時に課税 (1日1人当たり) <table><tr><td>ネパール人</td><td>100NPR</td></tr><tr><td>南アジア地域 協力連合</td><td>1,500NPR</td></tr><tr><td>外国人</td><td>3,000NPR</td></tr></table> ※外国人の料金はネパール人の 30倍[3,300円]程度 ・事前または入園時に購入。 ・付加価値税(13%)がかかる ・10歳未満は無料 ・トレッキングには別途料金 ・収入の30～50%を保全区域 の生物多様性保全に資する 活動に充当	ネパール人	100NPR	南アジア地域 協力連合	1,500NPR	外国人	3,000NPR	・公園入園時に課税 (18歳以上、1日又は連続す る2日間有効、単位:ユーロ) <table><tr><th>時期</th><th>1日券</th><th>2日券</th></tr><tr><td>11月～3月</td><td>10.0</td><td>15.0</td></tr><tr><td>4・5・10月</td><td>23.0</td><td>39.0</td></tr><tr><td>6～8月</td><td>16時以前 16時以降</td><td>40.0 25.0</td></tr><tr><td>9月</td><td>15時以前 15時以降</td><td>39.8 26.5</td></tr></table> 60.0 ・オンラインで購入し入園時に 有効化又は入園時に購入 ・付加価値税が含まれる ・7歳～18歳と学生は割引料 金、7歳未満は無料	時期	1日券	2日券	11月～3月	10.0	15.0	4・5・10月	23.0	39.0	6～8月	16時以前 16時以降	40.0 25.0	9月	15時以前 15時以降	39.8 26.5	・入山時に課税 (Horcones登山ルート、ガイド 無し1人当たり) <table><tr><td>外国人</td><td>1,300USD</td></tr><tr><td>南米人</td><td>950USD</td></tr><tr><td>国民</td><td>65,000ARS</td></tr><tr><td>メンドサ州民</td><td>41,000ARS</td></tr></table> ※外国人の料金はメンドサ州民の 20倍[165,000円]程度 ・要事前購入 ・登山ルートで値段が異なる ・トレッキングでの入山の場合 は、登山よりも安価な税率と なっている	外国人	1,300USD	南米人	950USD	国民	65,000ARS	メンドサ州民	41,000ARS
東アフリカ在住者	10,000TZS																																						
タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人	35USD																																						
東アフリカ非在住者	70USD																																						
ネパール人	100NPR																																						
南アジア地域 協力連合	1,500NPR																																						
外国人	3,000NPR																																						
時期	1日券	2日券																																					
11月～3月	10.0	15.0																																					
4・5・10月	23.0	39.0																																					
6～8月	16時以前 16時以降	40.0 25.0																																					
9月	15時以前 15時以降	39.8 26.5																																					
外国人	1,300USD																																						
南米人	950USD																																						
国民	65,000ARS																																						
メンドサ州民	41,000ARS																																						

諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況 ②

- 海外の入島に関する税等として、ガラパゴス諸島（エクアドル）、イースター島（チリ）、ピピン島（タイ）等で、入島税や入島料の制度が存在。
- いずれも外国人料金が高いことが特徴であるが、イースター島は観光客全体の流入抑制のため、チリ国民の料金も高く設定している。

諸外国における入島に関する税等の概要

	エクアドル	チリ	タイ														
税目	・ガラパゴス諸島入島税 (entrance tax)	・イースター島入島料 (entrance ticket)	・ピピ島入島料 (entrance fees)														
導入目的	・ガラパゴス諸島 (1978年世界自然遺産登録) の生物多様性の保全	・国立公園 (1995年世界文化遺産登録) の文化・動植物の保護保存	・海洋国立公園 (1983年指定) の野生生物・植物の保護保全														
課税対象	・入島者	・入島者	・入島者														
税率 その他	・入島時に課税 (12歳以上の観光客、1人当たり) <table><tr><td>エクアドル居住者</td><td>6USD</td></tr><tr><td>アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) の国民</td><td>50USD</td></tr><tr><td>その他の外国人観光客</td><td>100USD</td></tr></table> ※外国人観光客はエクアドル居住者の17倍 [12,700円] 程度 ・<u>バルトラ空港又はサンクリストバル空港</u>で購入 ・12歳未満は半額、エクアドル非在住海外国立教育機関在籍の外国人留学生観光客は割引 ・陸域・海域動植物の<u>生物多様性保全に対する資金提供、地方自治体等が実施する持続可能な開発活動への資金提供</u>、施設の維持管理等に活用 ・加えて、ガラパゴス諸島行きフライト前に入島申告書類を記入しトランジットカード (20USD) を要購入	エクアドル居住者	6USD	アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) の国民	50USD	その他の外国人観光客	100USD	・入島時に課税 (12歳以上の観光客、1人当たり、10日間有効) <table><tr><td>チリ国民</td><td>20,000CLP</td></tr><tr><td>外国人</td><td>80USD</td></tr></table> ※外国人はチリ国民の3.2倍 [10,200円] 程度 ・<u>オンライン、又は、マタペリ国際空港、主要都市 (ハンガ・ロア村) チケットオフィス等</u>で購入。 ・7歳～12歳未満は半額、7歳未満無料 ・2018年8月から、観光客抑制等のため、観光客 (ラパヌイ人として登録された先住民以外) は、入島申告書類のオンラインでの事前申請を義務付け、30日以上以上の島での滞在を認めなくなった	チリ国民	20,000CLP	外国人	80USD	・入島時に課税 (ピピドン島、ピピレ島、バンブー島訪問時、1人当たり、5日間有効) <table><tr><td>タイ国民</td><td>40THB</td></tr><tr><td>外国人</td><td>400THB</td></tr></table> ※外国人はタイ国民の10倍 [1,500円] 程度 ・3歳～15歳未満、又は身長140cm以下は半額、3歳未満無料 ・毎年6月～7月は閉鎖 ・外国人のスキューバダイバーには別途料金がかかる	タイ国民	40THB	外国人	400THB
エクアドル居住者	6USD																
アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) の国民	50USD																
その他の外国人観光客	100USD																
チリ国民	20,000CLP																
外国人	80USD																
タイ国民	40THB																
外国人	400THB																

(備考) 税率は2024年3月時点。為替レート: 1USD=約127円、1THB=約3.7円 (2021～2023年の為替レート (TTM) の平均値、みずほ銀行)、1CLP=約0.16円 (OANDAの2024年3月4日のレート)

(出典) ガラパゴス諸島「Parque Nacional Galápagos」、イースター島「Rapa Nui National Park - Entrance, places, prices and information」、ピピン島「Announcement Of The Department Of National Parks Attractions That Require A Special Fee」等より作成。

21

米国(イエローストーン国立公園)の入園料について

- 米国では、各国立公園に利用料等の徴収方法や使途(収入の8割以上)の裁量を与えている。
- 米国最古の国立公園であるイエローストーン国立公園の場合、入場料等で得られた収入を、観光サービスの向上や自然資源の保全等に充当している。

	米国(イエローストーン国立公園)																																																					
制度名	• 国立公園入園料																																																					
根拠法・導入目的	• National Park Service Organic Act 1916: 国立公園や国有記念物等を管理する組織として内務省下に国立公園局(NPS)を設置することや、景観、自然的・歴史的対象物や野生動植物を将来世代が享受できるよう保全することを規定 • Federal Lands Recreation Enhancement Act 2005: 徴収額の80%以上を、徴収した公園で国立公園内のサービス改善等を目的に利用できること等を規定 • 国立公園局が指定する国立公園は全米で63(2024年3月時点)。最初に認定されたのがイエローストーン国立公園																																																					
利用料等・徴収方法	• 各国立公園に裁量がある。入場料、観光ガイドツアー料、キャンプ場利用料など様々な形態がある 【イエローストーン国立公園の場合】 • 公園入場の際、デジタルパス(オンライン購入)の有効化又はチケット購入が必要、以下入場料(7日間有効、16歳以上) <table><tr><th rowspan="8">個人</th><th colspan="2">車両の種類</th><th>入場料</th><th rowspan="8">商業バス</th><th colspan="2">車両の種類</th><th>入場料</th></tr><tr><td colspan="2">自家用車</td><td>35USD/車両1台当たり</td><td colspan="2">商用セダン(1~6席)</td><td>25USD/車両1台当たり+20USD/1人当たり</td></tr><tr><td colspan="2">オートバイ、スノーモービル</td><td>30USD/車両1台当たり</td><td colspan="2">商用バン(7~15席)</td><td>125ドル/車両1台当たり</td></tr><tr><td colspan="2">徒歩、自転車など</td><td>20USD/人</td><td colspan="2">商用ミニバス(16~25席)</td><td>200ドル/車両1台当たり</td></tr><tr><td colspan="2">16名以上の自家用車両</td><td>20USD/人</td><td colspan="2">商用バス(26席以上)</td><td>300ドル/車両1台当たり</td></tr><tr><td colspan="2">イエローストーン年間パス(+3名まで可)</td><td>70USD/人</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">年間シニアパス(+3名まで可)</td><td>20USD/人</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">生涯パス(62歳以上米国市民・永住者)</td><td>80USD/人</td><td colspan="2"></td><td></td></tr></table> • 各国立公園が徴収する入場料は、連邦政府が発行する年間パス(80USD・他の公園も入場可)を購入することで代替可 • 軍人(現役・退役)とその家族、ゴールドスターファミリー(戦争等で殉職した軍人の家族)、ボランティア従事者等は無料				個人	車両の種類		入場料	商業バス	車両の種類		入場料	自家用車		35USD/車両1台当たり	商用セダン(1~6席)		25USD/車両1台当たり+20USD/1人当たり	オートバイ、スノーモービル		30USD/車両1台当たり	商用バン(7~15席)		125ドル/車両1台当たり	徒歩、自転車など		20USD/人	商用ミニバス(16~25席)		200ドル/車両1台当たり	16名以上の自家用車両		20USD/人	商用バス(26席以上)		300ドル/車両1台当たり	イエローストーン年間パス(+3名まで可)		70USD/人				年間シニアパス(+3名まで可)		20USD/人				生涯パス(62歳以上米国市民・永住者)		80USD/人			
個人	車両の種類		入場料	商業バス		車両の種類		入場料																																														
	自家用車		35USD/車両1台当たり			商用セダン(1~6席)		25USD/車両1台当たり+20USD/1人当たり																																														
	オートバイ、スノーモービル		30USD/車両1台当たり			商用バン(7~15席)		125ドル/車両1台当たり																																														
	徒歩、自転車など		20USD/人			商用ミニバス(16~25席)		200ドル/車両1台当たり																																														
	16名以上の自家用車両		20USD/人			商用バス(26席以上)		300ドル/車両1台当たり																																														
	イエローストーン年間パス(+3名まで可)		70USD/人																																																			
	年間シニアパス(+3名まで可)		20USD/人																																																			
	生涯パス(62歳以上米国市民・永住者)		80USD/人																																																			
利用料等の使途	• <u>利用料等による各国立公園の収入のうち、80%以上は各公園独自の財源</u>で残りは国立公園局の財源となる • 公園独自の財源に関する使途は、各公園に裁量がある 【イエローストーン国立公園の場合】 • アクセシビリティ改善、インフラ・道路・キャンプ場の整備、在来魚回復、水生外来種の軽減等に年間880万USDを使途																																																					

(備考) 税率は2024年3月時点。為替レート: 1USD=約127円(2021~2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
(出典) 米国内務省国立公園局ホームページ「Yellowstone Fees & Passes」等より作成。

豪州(グレートバリアリーフ海洋公園)の環境管理料金について

○ 豪州では、グレートバリアリーフ海洋公園の入園に際し、1人1日あたり最大7ドルの環境管理料金の支払いを課している。(なお、観光産業の回復を目的に2023年6月30日まで支払いは免除されている。)

	豪州(グレートバリアリーフ海洋公園)		
制度名	・ 環境管理料金 (Environmental Management Charge)		
根拠法・導入目的	- Great Barrier Reef Marine Park Act 1975: グレートバリアリーフの環境、生物多様性、および遺産の価値を長期的に保護・保全を規定。 - Great Barrier Reef Marine Park Regulations 2019: グレートバリアリーフ内の商業事業者による環境管理費 (EMC) の徴収・送金について規定。 <u>海洋公園における観光活動がサンゴ礁に与える影響に関する研究の強化、観光客への環境教育、より効果的な環境管理計画策定のための資金調達を目的に環境管理費 (EMC) を導入。</u>		
課税対象	・ グレートバリアリーフ海洋公園における観光活動		
利用料・徴収方法	・ 海洋公園入園時に徴収(1人1日当たり)		
	2024年4月1日～	3時間以上滞在	8AUD
		3時間以内、旅行の初日は午後 5 時以降に公園に入園	
	- 上記料金は、消費者物価指数に合わせて毎年見直し - 半潜水艇・グラスボトムボートによるツアーや、フライトツアーの場合: 40セント/回 <u>観光者は、海洋公園から付与された許可証を有する観光事業者が環境管理料金を支払い、観光事業者が海洋公園当局に送金</u> 4歳未満、引率者付の学校団体、グレートバリアリーフの問題を報道するためのメディア等は無料		
利用料等の使途	1,145万AUD(2019/20年) 、税収は海洋公園の運営に直接充当 ※観光産業の回復を目的に、2020年3月～2023年6月までは環境管理料金の支払いを免除		

(備考) 税率は2024年3月時点。為替レート: 1AUD=約89円 (2021～2023年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)
(出典) 豪州グレートバリアリーフ海洋公園局ウェブページ「What are the charges」、「Environmental management charge」等より作成。

我が国における環境関連税制に関する最近の動向等
（循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理等）

地方における税制のグリーン化の状況

各地方公共団体における環境保全関連の税(地方環境税)

(2024年1月現在)

分野	課税措置等の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、岡山県、広島県、鳥取県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、宮城県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	78 ※1
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る住民税均等割の超過課税)※2	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県、群馬県、三重県、京都府、大阪府、横浜市【計38件】	329 ※3
原発立地及び周辺地域の安全対策等※3	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止に課税【法定外普通税】)	島根県、宮城県	9.3 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による発電に課税【法定外普通税】)	静岡県、鹿児島県、新潟県、北海道、石川県	92 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止、施設における使用済燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	福井県、愛媛県、佐賀県	156 ※1
	核燃料等取扱税(原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ・保管等に課税【法定外普通税】)	茨城県	12 ※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮、原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ等に課税【法定外普通税】)	青森県	194 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵・保管に課税【法定外普通税】)	鹿児島県薩摩川内市、愛媛県伊方町、新潟県柏崎市	16 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外目的税】)	佐賀県玄海町	4.4 ※1
その他	砂利採取税(岩石及び砂利の採取に課税【法定外普通税】)	神奈川県山北町※4	0.05 ※1
	歴史と文化の環境税(有料駐車場駐車台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.5 ※1
	乗鞍環境保全税(駐車場への自動車進入に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.05 ※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.09 ※1
	環境協力税(旅客船等による各村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村	0.1 ※1
	美ら島税(旅客船等による村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県座間味村	0.03 ※1
	開発事業等緑化負担税(開発行為等の行われる土地面積に課税【法定外目的税】)	大阪府箕面市	0.5 ※1

(注) 法定外税のうち環境に関わる税、道府県民税・市町村民税の超過課税分を「地方環境税」としている。 計 891 億円

※1 総務省「法定外税の実施状況(令和4年度)」「令和5年1月現在」に記載された令和3年度決算額をもとに作成(森林環境税等を除く)。
※2 地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく。
※3 森林環境税の税収は、総務省「令和3年度決算財政状況資料集」に記載された令和2年度普通会計の状況(超過課税分)をもとに作成。
※4 神奈川県山北町の砂利採取税は令和4年4月1日に失効。

我が国における産業廃棄物税の概要

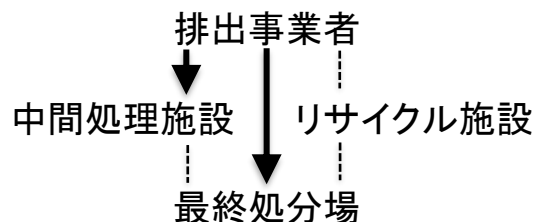
産業廃棄物税の概要

課税目的	産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、その他適正処理に関する施策に要する費用への充当
課税対象	中間処理施設 and/or 最終処分場への産業廃棄物搬入（徴収方式は4通り）
税率	多くの自治体で、最終処分量1トンあたり1,000円を課税 - 排出事業者申告納付方式の場合、中間処理も処理方法により一定の係数を掛けて課税 - 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式の場合、焼却施設について800円/t
実施状況	三重県（2002年度）を皮切りに、27道府県と1市で導入（2024年1月現在）
税收	1,100万円（鳥取県）～11.5億円（福岡県北九州市）（2022年度決算額）
用途	多くの自治体で基金化し、上記の目的実現のために使用

産業廃棄物税の徴収方式

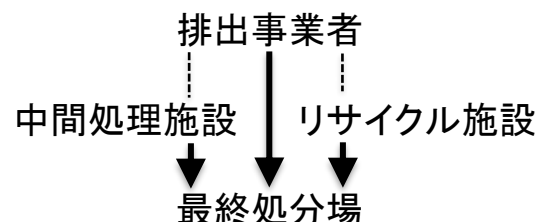
（注）図中の実線が課税対象

方式A 排出事業者申告納付方式



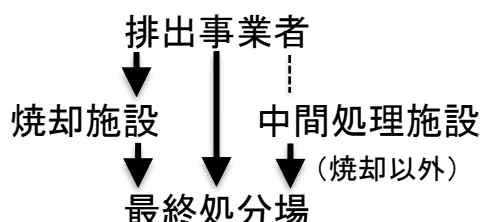
- 課税対象
中間処理施設及び
最終処分場への産業
廃棄物の搬入
- 納税義務者
排出事業者

方式B 最終処分業者特別徴収方式



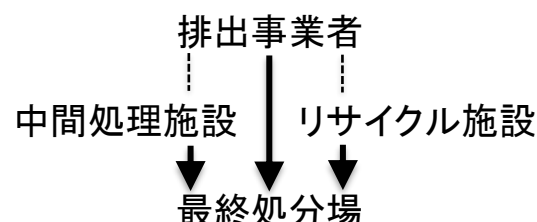
- 課税対象
最終処分場への産業
廃棄物の搬入
- 納税義務者
排出事業者
（中間処理業者含む）

方式C 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式



- 課税対象
焼却処理施設及び
最終処分場への産業
廃棄物の搬入
- 納税義務者
排出事業者
（焼却処理業者含む）

方式D 最終処分業者申告納付方式



- 課税対象
最終処分場における
産業廃棄物の埋立
- 納税義務者
最終処分業者

我が国における産業廃棄物税等の導入状況

産業廃棄物税の税率、税収額

(2024年1月現在)

団体名	税目(名称)	課税客体	納税義務者	徴収方法	税率	税収額※ ¹ (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設 又は最終処分場への搬入	最終処分場又は中間処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出事業者※ ²	申告納付	1,000円/トン	519
滋賀県	産業廃棄物税					51
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の 搬入	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処理業者 (青森県は、最終処分業者へ産業廃棄物の 最終処分を委託した者、自らその産業廃棄 物の最終処分を行う者) 【免税、非課税】 広島県: 自社処分は原則課税免除 鳥取県: 自社処分は原則課税対象外、下水処 理に伴う汚泥は非課税 青森県: 県が供給する工業用水のうち、河川の 表流水を原水により供給しているものから発生 する汚泥を自社処理する場合は非課税 山口県: 自社処分は原則課税免除	特別徴収(自社処 分は申告納付) 【例外】 広島県、鳥取県、 山口県: 他者から搬 入された産業廃棄物 を自社の処分場にお いて処理する場合は 申告納付 愛媛県: 自社処分及 び設置費用を負担し た最終処分場での処 分は申告納付	1,000円/トン 【税率の例外】 秋田県: 公有水面埋立区域 内に県が設置する最終処 分場への指定副産物の搬 入については250円/トン 福島県: 自社処分の場合は 1/2、年間搬入量10,000トン超 の部分は1/2 愛知県: 自社処分の場合は 500円/トン 愛媛県: 自社処分の場合は 500円/トン、設置費用を負担 した最終処分場で処分す る場合は750円/トン	527
広島県	産業廃棄物埋立税					630
鳥取県	産業廃棄物処分場税					11
青森県	産業廃棄物税					91
岩手県	産業廃棄物税					82
秋田県	産業廃棄物税					231
奈良県	産業廃棄物税					160
山口県	産業廃棄物税					206
新潟県	産業廃棄物税					143
京都府	産業廃棄物税					141
宮城県	産業廃棄物税					478
島根県	産業廃棄物減量税					236
熊本県	産業廃棄物税					137
福島県	産業廃棄物税					419
愛知県	産業廃棄物税					626
沖縄県	産業廃棄物税					47
北海道	循環資源利用促進税					862
山形県	産業廃棄物税					149
愛媛県	資源循環促進税					231
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ の産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処 分は申告納付)	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	210
佐賀県	産業廃棄物税					152
長崎県	産業廃棄物税					128
大分県	産業廃棄物税					330
鹿児島県	産業廃棄物税					186
宮崎県	産業廃棄物税					309
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われ る産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン	1,147

※1 税収額は令和4年度決算額。 ※2 三重県は年間搬入量1,000トン未満が免税、滋賀県は年間搬入量500トン以下が免税。

(出典)総務省「令和6年度地方税に関する参考計数資料」所収「法定外税の実施状況(令和5年度)」より作成。

森林環境税及び森林環境譲与税の概要

- 2018年5月に成立した「森林経営管理法」を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設された。2024年度から課税開始。

森林環境税の概要

納税義務者	国内に住所を有する個人
税率	年額1,000円
徴収・納付	① 賦課徴収 ➢ 市町村において、個人住民税均等割の枠組みを用いて徴収する。 ② 国への払込み ➢ 市町村は納付又は納入された額を都道府県を経由して、国に納付する。
適用時期	令和6(2024)年度から課税
税収見込み	令和6(2024)年度は約300億円(期中から徴税開始のため)、令和7(2025)年度以降の平年度は約600億円。

森林環境譲与税の概要

譲与団体	市町村及び都道府県
適用時期	・ 令和元(2019)年度から譲与 (喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、2019年度から譲与を開始。2020年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、2020年度から2024年度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配布金特別会計における譲与税財源の借入を行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額。)
使途	・ 市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならない。 ・ 都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならない。 ・ 市町村及び都道府県は、使途等を公表しなければならない。

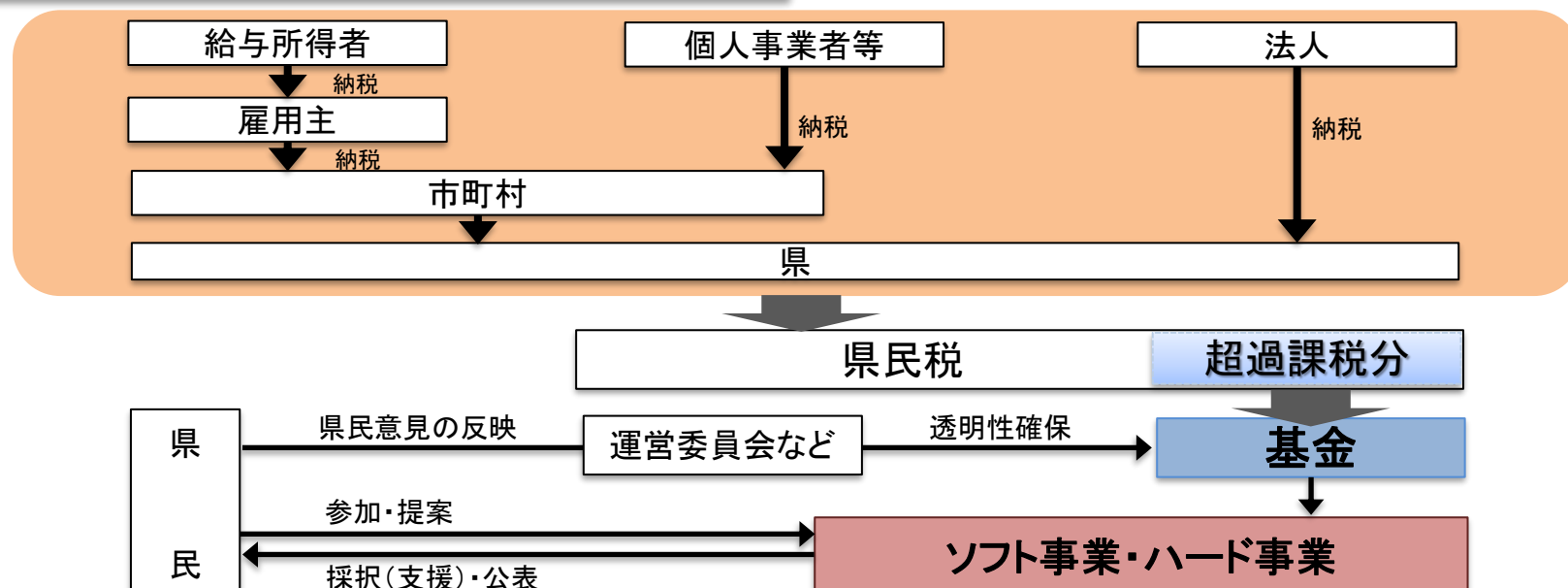
森林環境税(住民税の超過課税)の概要

- 我が国では、森林整備を主な目的とする地方の独自課税として森林環境税が導入されている。いずれも住民税超過課税方式を採用。税収は基金化され、森林整備等に活用されている。

森林環境税(独自課税)の概要

概要	森林整備を主な目的とした地方自治体の独自課税(森林環境税等)
課税対象	個人及び法人
税率	課税方式は住民税(道府県民税・市町村税)均等割の超過課税 — 個人:300円~1,200円を上乗せ(20県が500円を上乗せ) — 法人:均等割額の5~11%を上乗せ(19県が5%を上乗せ)
実施状況	高知県(2003年度導入)を皮切りに、全国37府県・1政令市で導入(2024年3月現在)
税収	1.7億円(高知県)~29.3億円(横浜市)(2022年度決済額)
用途	多くの自治体で基金化し、主に森林整備や普及啓発等の県独自の事業に活用されている。

森林環境税(独自課税)の仕組み(県の場合)



森林環境税(住民税の超過課税)の導入状況

森林環境税(独自課税)の税率、税収額

(2024年6月現在、税収は令和4年度)

団体名	名 称	課税額 (超過税率)		期限	税収(億円)		
		個人	法人		総額	個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	2026.3	7.5	6.0	1.5
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	2026.3	17.3	13.6	3.6
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	2028.3	4.7	3.8	0.9
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	2026.3	6.6	5.4	1.2
福島県	森林環境税	1000円	10%	2026.3	11.5	9.3	2.1
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	2027.3	18.0	15.2	2.9
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	2028.3	8.8	7.2	1.7
群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	2028.3	8.7	7.1	1.7
神奈川県	水源環境保全税	約880円	-	2027.3	14.7	14.7	-
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5~12.5%	2027.3	3.9	2.8	1.1
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	2027.3	3.9	3.0	0.9
山梨県	森林環境税	500円	5%	2027.3	2.9	2.2	0.6
長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	2028.3	6.9	5.6	1.3
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1000円	10%	2027.3	12.4	10.4	2.1
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	2026.3	10.1	8.1	2.0
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	2028.3	24.2	20.1	4.1
三重県	みえ森と緑の県民税	1000円	10%	2028.3	11.2	9.2	2.0
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	2026.3	7.5	5.8	1.7
京都府	豊かな森を育てる府民税	600円	-	2026.3	7.1	7.1	-
大阪府	森林環境税	300円	-	2025.3	12.7	12.7	-

団体名	名 称	課税額 (超過税率)		期限	税収(億円)		
		個人	法人		総額	個人	法人
兵庫県	県民緑税	800円	10%	2026.3	26.1	21.3	4.8
奈良県	森林環境税	500円	5%	2026.3	3.8	3.2	0.6
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	2027.3	2.7	2.2	0.5
鳥取県	豊かな森づくり協働税	500円	5%	2028.3	1.7	1.4	0.4
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	2025.3	2.1	1.7	0.4
岡山県	おかやま森づくり県民税	500円	5%	2028.3	5.9	4.7	1.2
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	2027.3	8.5	7.0	1.5
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	2025.3	4.0	3.3	0.7
愛媛県	森林環境税	700円	7%	2025.3	5.6	4.5	1.1
高知県	森林環境税	500円	500円	2028.3	1.7	1.7	0.1
福岡県	森林環境税	500円	5%	2028.3	15.3	12.2	3.1
佐賀県	森林環境税	500円	5%	2028.3	2.5	2.0	0.5
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	2027.3	3.9	3.3	0.7
熊本県	水とみどりの森づくり税	500円	5%	2025.3	5.2	4.2	1.0
大分県	森林環境税	500円	5%	2026.3	3.4	2.7	0.7
宮崎県	森林環境税	500円	5%	2026.3	3.2	2.6	0.6
鹿児島県	みんなの森づくり県民税	500円	5%	2025.3	4.6	3.8	0.8
37府県合計					300.8	250.9	49.9

横浜市	横浜みどり税	900円	9%	2028.3	29.3	17.9	11.4
-----	--------	------	----	--------	------	------	------

※ 税収は小数点第2位以下を四捨五入しているため、個人と法人の合計が総額と一致しない場合がある。

(注1) 法人の税率は均等割額に対する割合(1,000円～88,000円)。

(注2) 税収は、総務省「令和4年度決算財政状況資料集」による。

(注3) 神奈川県の「水源環境保全税」は均等割300円+所得割0.025%。

(注4) 富山県の水と緑の森づくり税の法人税率は法人税均等割額の5%相当であるが、平成29～令和9年度は、10億円超～50億円以下が40,500円/年(7.5%)、50億円超～100億円以下が80,000円/年(10.0%)、100億円超が100,000円/年(12.5%)に設定。

(出典) 総務省「令和4年度財政状況資料集」、各自治体ウェブページより作成。

我が国における核燃料税等の概要

核燃料税等の概要

課税目的	原子力発電所の立地地域等における生活安定、福祉向上、防災対策充実等の費用への充当
課税対象	発電用原子炉の設置者、再処理事業者、原子力事業者、加工事業者（ウラン）、廃棄物埋設事業者、廃棄物管理事業者
税率	原子力発電に関する事項に課税 ➤ A: 原子炉の運転等に対する課税（発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業にも課税） ➤ B: 使用済核燃料等に対する課税 ➤ C: 原子炉の設置に対する課税 ➤ D: 核燃料の製造に対する課税
実施状況	福井県（1976年）を皮切りに、12道県と4市町で導入（2024年1月現在）
税收	1.8億円（宮城県）～195億円（青森県）
使途	上記の目的実現のために使用

核燃料税等の課税対象

核燃料税

（福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県）（税收294億円（2022年度））

- 課税対象：A、B
【A】原子炉に挿入した核燃料、原子炉の熱出力
【B】使用済燃料の貯蔵（福井県、愛媛県、佐賀県）
- 納税義務者
発電用原子炉の設置者

使用済核燃料税

（鹿児島県薩摩川内市、新潟県柏崎市、佐賀県玄海町、愛媛県伊方町）（税收22億円（2022年度））

- 課税対象：B
使用済核燃料の貯蔵、保管
- 納税義務者
発電用原子炉の設置者

再
処
理
施
設
・
保
管
施
設
等
も
課
税
対
象

核燃料等取扱税

（茨城県）（税收12億円（2022年度））

- 課税対象：A、B、C
【A】原子炉に挿入した核燃料 【B】使用済燃料の受入れ・保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生、放射性廃棄物の保管 【C】原子炉の設置
- 納税義務者
原子炉設置者、再処理事業者、原子力事業者

核燃料物質等取扱税

（青森県）（税收195億円（2022年度））

- 課税対象：A、B、C、D
【A】原子炉に挿入した核燃料 【B】使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物の埋設、廃棄物の管理 【C】原子炉の設置 【D】ウランの濃縮
- 納税義務者
原子炉設置者、加工事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者、廃棄物管理事業者

狩猟税(法定税)の概要

- 狩猟税は、狩猟者登録税(かつての狩猟免許税)と入猟税が統合されて2004年に創設された法定税(都道府県税、目的税)。
- 狩猟免許を受けて狩猟行為をなし得る地位を獲得した者に課税する免許税的な性格と、狩猟行為を行って利益を受ける者に課税する受益者負担金的な側面がある。

狩猟税の概要

課税目的	鳥獣保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充当
課税対象	狩猟者の登録を受けるものに対して課税
税率※2	・ 網猟免許、わな猟免許に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－8,200円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－5,500円※1 ・ 第一種銃猟免許(装薬銃及び空気銃)に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－16,500円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－11,000円※2 ・ 第二種銃猟免許(空気銃のみ)に係る登録者－5,500円
特例 (令和11年3月末まで)	・ 有害鳥獣を捕獲する人材確保の観点から一部の狩猟者を対象とした課税免除の特例措置を実施 ➢ 対象鳥獣捕獲員※3: 課税免除 ➢ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者※4: 課税免除 ➢ 有害鳥獣許可捕獲等を行った者※5: 2分の1に減免
税收	7.2億円(2022年度実績) 鳥獣の保護や狩猟に関する行政施策(捕獲や電気柵設置等の有害鳥獣対策、鳥獣保護員による保護監視パトロール、動物の生息調査、放鳥、狩猟者講習会など)に充当

※1 道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く)に該当する場合は、道府県民税の所得割の納付を要する者同一の税率を適用。

※2 放鳥獣猟区にのみに係る登録を受ける者については、税率を4分の1に減免。

※3 対象鳥獣捕獲員: 市町村に設置された「鳥獣被害対策実施隊」の隊員で、主として鳥獣の捕獲等に従事する者。

※4 認定鳥獣捕獲等事業者: 国が定める一定の基準に適合しているとして都道府県知事の認定を受けた法人。

※5 有害鳥獣許可捕獲等を行った者: 狩猟者登録の申請日前1年以内に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣捕獲管理法に基づく許可捕獲等を行った者。

(出典)総務省「狩猟税」、「令和6年度 地方税に関する参考計数資料」、「地方税の税目別収入額及びその割合の推移」より作成。

我が国における鉱区税・鉱産税の概要

○ 森林環境税や産業廃棄物税以外にも、鉱区税・鉱産税、受益者負担や財源確保の観点から自治体が独自に課税する各種環境関連税が導入されている。

鉱区税（普通税（都道府県税））

税目	鉱区税（普通税（都道府県税））
課税目的	鉱区の設定を受けた鉱業権者が、地下の埋蔵鉱物を掘採するという特権を与えられていることに対して課税
課税対象	鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に課税
税率	(1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 ➢ 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 ➢ 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 (2) 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 ➢ (1)の税率の3分の2 (3) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ➢ 面積100アールごとに 年額200円（ただし、砂鉱区のうち河床に在するもの延長1,000メートルごとに年額600円）
税收	3.1億円（2022年度実績）

鉱産税（普通税（市町村税））

税目	鉱産税（普通税（市町村税））
課税目的	鉱物の掘採の事業に対する課税
課税対象	鉱物の掘採事業（鉱業者）に対して課税
税率	・ 鉱物月産 200万円を超える事業場 ➢ 標準税率 1%、制限税率 1.2% ・ 鉱物月産 200万円以下の事業場 ➢ 標準税率 0.7%、制限税率 0.9%
税收	16.1億円（2022年度実績）

その他の地方環境税等の概要①

法定外税(都道府県・市町村)

※法定外税とは、自治体が一定の手続き、要件に従い、課する税目のこと。

税目	乗鞍環境保全税（岐阜県）
課税目的	環境保全施策を実施するための費用に充当
課税対象	岐阜県が乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者を対象に課税
税率	乗車定員が30人以上の自動車：観光バス…3,000円/回、一般乗合用バス…2,000円/回 乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 乗車定員が10人以下の自動車…300円/回
税收	800万円（2022年度実績）
使途	乗鞍環境自然保護員活動、獣害対策研究会活動、環境影響評価調査、乗鞍シラビソ等立ち枯れ状況調査等に使用

税目	歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）
課税目的	数多くの文化遺産を中心としたまちづくりの計画的な推進に要する費用に充当
課税対象	有料駐車場に駐車する者を対象に課税
税率	二輪車（自転車を除く）：50円、乗車定員10人以下の自動車：100円、乗車定員11～29人の自動車：300円、 乗車定員29人超の自動車：500円
税收	6,300万円（2022年度実績）
使途	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備に使用

税目	遊漁税（山梨県富士河口湖町）
課税目的	有数の観光地で素晴らしい釣り場である河口湖の環境を守る対策の費用に充当
課税対象	河口湖の遊漁者（釣り人）を対象に課税
税率	200円/人・日
税收	900万円（2022年度実績）
使途	駐車場やトイレの整備、湖畔清掃など、環境整備と環境美化の推進に使用

その他の地方環境税等の概要②

法定外税(都道府県・市町村)

※法定外税とは、自治体が一定の手続き、要件に従い、課する税目のこと。

税目	環境協力税(沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村)、美ら島税(沖縄県座間味村)
課税目的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当
課税対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税
税率	100円/回(障がい者、高校生以下(伊是名村・伊平屋村)または中学生以下(渡嘉敷村・座間味村)は課税免除)
税收	2,600万円(2022年度実績) (沖縄県伊是名村:400万円、沖縄県伊平屋村:300万円、沖縄県渡嘉敷村:1,000万円、沖縄県座間味村:900万円)
使途	上記の目的実現のために使用

税目	開発事業等緑化負担税(大阪府箕面市)
課税目的	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上
課税対象	事業として行う開発行為等の行われる土地面積への課税
税率	250円/㎡
税收	4,800万円(2022年度実績)
使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの

税目	宮島訪問税(広島県廿日市市):2023年9月施行(10月より徴収開始)
課税目的	宮島の自然・歴史・文化の保全と観光地としての質的向上のための財源確保
課税対象	船舶による宮島町の区域への訪問者を対象に課税
税率	100円/人・回(500円/人・年を選択することも可) (課税対象外:住民、通勤・通学者、課税免除:未就学児、学校教育の一環としての訪問、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または身体障害者手帳保有者)
税收	3億円(平年度見込み額)
使途	観光案内やトイレの整備、弥山展望台や登山道の管理、文化財や歴史的建造物の保存、歴史民俗資料館の管理等

富士山保全協力金(山梨県、静岡県)の概要

富士山保全協力金の概要

課税目的	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当
課税対象	山梨県、静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収
金額	1人1,000円を徴収(2023年)
徴収期間	・ 現地支払の場合、山梨県は7月1日～9月10日、静岡県は7月10日～9月10日(2023年) ・ コンビニ・インターネット支払の場合、6月1日～9月10日(2023年)
実施状況	・ 2013年夏に10日間の社会実験(試験徴収)を実施、2014年夏から本格導入、基金化して運用。 ・ 山梨県で2014年3月12日に山梨県富士山保全協力金基金条例を、静岡県で2014年3月28日に静岡県富士山後世継承基金条例を施行。 ・ 2019年から散策目的の観光客も対象とするため、徴収範囲を「5合目から先に立ち入る来訪者」に拡大。また徴収の重点を5合目から6合目に移し、電子マネーによる決済を開山期間通して実施。
徴収合計	2022年は約1億円(山梨県が約6,835万円、静岡県が約3,708万円)
使途	富士山の環境保全や登山者の安全対策のために富士山五合目以上で行う事業に使途

富士山保全協力金の使途

(1)富士山の環境保全

- 自然環境の保護: 富士山のごみ持ち帰りマナー向上対策、外来植物侵入防止対策、火山荒原植生復元 等
- トイレ整備: 臨時公衆バイオトイレの設置・運営、山小屋トイレの改修・新設 等
- 登山者対策: 登山道の巡視(須走ルート五合目～八合目) 等

(2)登山者の安全対策

- 登山者への安全指導: 富士山安全指導センターの運営、安全誘導員の配置、外国人サポート(通訳、多言語音声案内機の設置)、国内外の登山者向けの安全登山や環境保全の理解を促すビデオ、ライブカメラによる山頂気象情報の配信、噴火に備えたヘルメット・ゴーグル
- 下山道の安全確保: 土留壁の土砂除去、下山道の標識管理
- 安全管理: 五合目総合管理センターの運営、富士山衛生センター(救護所)の開設期間延長、緊急連絡用簡易無線機の購入、AED設置

(3)その他

- 登山者動向調査
- 富士山保全協力金の実施経費: 協力者証の作成

山梨県富士山吉田ルート of 通行料と通行規制の概要

○ 山梨県は、富士山における混雑・安全対策として、2024年7月より、富士山吉田ルートの通行料を徴収開始。あわせて、登山の時間規制や人数規制を開始。

富士山吉田ルートの通行料と通行規制の概要

目的		富士山における混雑対策と危険行為の防止
概要		【通行料の徴収】吉田ルート五合目の登山道入口ゲート通過者から、2,000円/人・回を徴収 【時間規制】午後4時～翌日午前3時の時間帯に五合目の登山道入口ゲートを閉鎖 【人数規制】登山者数の上限を4,000人/日とし、上限人数を超過した場合は五合目の登山道入口ゲートを閉鎖（山小屋の宿泊予約者等を除く）
通行料	対象	- 吉田ルート五合目より先に立ち入る登山者（吉田ルート使用者は富士山登山者の約6割※¹） - 静岡県側の須走・御殿場・富士宮の3ルート使用者は対象外
	料金	2,000円/人回（教育課程に基づく教育活動、障害者とその介助者等は免除） ※富士山保全協力金1,000円（任意徴収）と合わせて、1人当たり最大3,000円の負担
	徴収方法	- 前日までに「山梨県富士山吉田ルート通行予約システム」で事前決済、又は当日、五合目の受付窓口（クレジットカード、電子マネー、QRコード決済可）にて支払い - 自己都合のキャンセル・変更による返金不可。ただし、県の都合により通行できなかった場合は返金
	使途	山中での安全誘導・巡回指導、外国人サポート（通訳等）等、規制関係経費（ゲート整備、運営費等）、登山者安全対策現地連絡本部の運営、災害時の応急・復旧、登下山道維持管理等

※1 2023年の開山期間中の全登山者数=22万1,322人、うち、吉田ルート=13万7,236人、須走ルート=1万9,062人、御殿場ルート=1万5,479人、富士宮ルート=4万9,545人（出典）山梨県「山梨県富士山吉田口県有登下山道の通行について」、富士登山オフィシャルサイト、環境省「2023 年夏期の富士山登山者数について（詳細版）」等より作成。

山梨県ミネラルウォーター税(法定外普通税)について

- 2022年6月、山梨県地方税制等検討会は、地下水を対象とする法定外普通税を導入する場合の制度として、「地下水の移出行為に対する課税」が望ましいと結果を山梨県に報告。
(2024年10月時点で導入に向けた進捗なし。)

山梨県地方税制等検討会における山梨県ミネラルウォーター税(法定外普通税)の検討状況

検討の概要		- 検討会では、「営利目的で採水した地下水への課税(案A)」及び、「営利目的で採取した地下水を飲料として製品化・移出する行為への課税(案B)」の両案について検討。検討会では、農業・工業用水、個人の飲料用についても課税する案Aは支持されなかった。 - 報告書では、税導入の是非については「検討会としての審議内容ではない」とし、「今後の制度設計に当たっての留意事項」として、中小企業に対する免税・減税等による配慮の必要性、事業者の県外移転につながらないよう税率を考慮する必要性等を提示。導入時期については、新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰など、県議会可決時と経済状況が変化しているため、特に納税義務者となり得る業種の経営に与える影響も踏まえながら、総合的に勘案すべきであるとしている。
具体的検討事項	課税の考え方	山梨県の飲用としての地下水は、市場評価の高さに加え、世界的な気候変動や人口増加による水資源への影響も相まって、需要及び製品出荷量は増加の一途をたどり、その価値は高まる一方である。こうしたことを踏まえ、事業活動を行うにあたり山梨県の行政サービスを受けていることに加え、<u>地下水をそのまま(または主成分とする)飲料として製品化し、県の地下水自体の価値を貨幣価値に換えて県内外に移出する事業を行う者に一定の負担を求めるもの。</u>
	課税客体	- 営利目的で採取した地下水を次の飲料として製品化し移出する行為 ①地下水をそのまま製品化した飲料 …… 案B-1 ①地下水をそのまま製品化した飲料および②地下水を主成分として製品化した飲料(氷雪を含む) …… 案B-2
	課税標準	- 製品に含まれる地下水量 ①地下水をそのまま製品化した飲料 : 「製品の生産量 = 地下水量」 …… 案B-1、B-2両方で対象 ②地下水を主成分として製品化した飲料 : 「製品の生産量 × 70% = 地下水量」 …… 案B-2のみで対象 上記のほか①及び②とも「製品の生産量」とし、②の税率を① × 70%とする方法もある。
	納税義務が発生する時点	地下水を含む製品を事業所の敷地から移出したとき
	納税義務者	次の製造許可事業者等のうち対象飲料を製造・移出する者(括弧内は令和4年3月末時点の県内許可事業者数): 清涼飲料製造業(119社)、乳酸菌飲料製造業(5社)、乳処理業(1社)、乳製品製造業(27社)、氷雪製造業(6社)、氷雪採取業(1社)
	徴収方法	申告納付

宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税(法定外普通税)について

○ 2023年7月、宮城県議会は、森林を開発して再エネ設備を設置する事業者に対して発電出力に応じて課税する再生可能エネルギー地域共生促進税の導入を規定した条例を可決。再エネ発電設備の設置による大規模森林開発を抑制し、平野の未利用地などへの適地誘導を図るもの。2024年4月1日施行。

宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税(法定外普通税)の概要

課税客体	0.5ヘクタールを超える森林における開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為)の着手からその完了後5年を経過した日までに設置工事に着手した太陽光・風力・バイオマス発電設備	
税収の使途	再エネ発電設備の適地誘導、地域の環境保全のための活動基盤の整備等	
課税標準	再エネ発電設備の発電出力(1kw未満の端数は切り捨て)	
納税義務者	森林の開発区域内に設置した再エネ発電設備の所有者	
税率	- 課税額は、発電出力(kW)×基準税率(円/kW)で算出 - 基準税率は、再エネ種別に設定39	
	種類	基準税率の例
	太陽光発電	620円/kW (FIT価格10円未満の場合)
	風力発電	2,470円/kW (FIT価格16円未満の場合)
	バイオマス発電	1,050円/kW
	※基準税率は、営業利益に占める課税額の割合が20%相当となるように設定 ※太陽光・風力発電設備に係るFIT認定設備については、FIT価格(調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額)に応じて区分、FIT価格が高い設備ほど高い基準税率を設定	
非課税事項等	- 地球温暖化対策推進法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される発電設備 - 農山漁村再生可能エネルギー法に規定する認定設備整備計画に基づき使用される発電設備 - 上記2つに準ずるものとして市町村長および知事が認定した事業計画に基づき使用される発電設備 等	
徴収方法	普通徴収	
税収額	—	
その他	- 施行日前に開発行為、設置工事に着手済みの施設は課税対象外 - 再生可能エネルギー地域共生促進税を規定する条例は、施行日から起算して5年を経過した日に失効	

美作市事業用発電パネル税(法定外目的税)について

○ 岡山県美作市は、2021年12月、集中豪雨をはじめとする自然災害の頻発、太陽光発電設備用地への急激な形態変化による土砂災害・河川洪水等への懸念を背景に、防災、生活環境、自然環境対策等の財源として、パネル設置面積に応じ発電事業者に課税する「美作市事業用発電パネル税条例」を可決。総務省の要請により発電事業者と再度協議を行うこととなり、2024年10月時点未導入。

美作市事業用発電パネル税(法定外目的税)の検討状況

課税客体	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電を行う事業
納税義務者	市の区域内に設置された太陽光発電設備を使用し、発電事業を行う者 ※課税対象は出力10kw以上の野立てタイプの事業用太陽光発電所。建築物の屋根上に設置した太陽光パネル等は対象外。
課税標準	太陽光発電設備のパネルの総面積
税率	パネル面積1㎡あたり50円
非課税事項等	・ 建築物の屋根その他の当該建築物を構成する部分に設置した太陽光発電設備による発電事業 ・ 発電認定容量が10kw未満の太陽光発電設備による発電事業 ・ 発電認定容量が50kw未満の太陽光発電設備による発電事業で、その事業区域に砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のいずれも含まないもの ・ 太陽光発電事業者が地域住民等に対し、円滑な関係を維持するため寄附金を支出した場合は、税額の20%を上限として、その寄附金相当額を税額控除
徴収方法	普通徴収
課税期間等	5年間(施行後5年ごとに、必要がある場合は、条例に検討を加え所要の措置を講ずる)
税収額(見込)	年間1.1億円
税収の用途	防災対策、自然環境対策、生活環境対策
その他	2023年度からの課税開始を目指すも、総務省の要請により発電事業者と再度協議を行うこととなり、いまだ合意の見通しは立っていない。(2024年8月時点)

青森県再生可能エネルギーに係る新税(法定外普通税)について

○ 2023年9月、青森県は再生可能エネルギーと自然環境を両立させるための規則作りの方向性等を示した「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を発表。再エネ事業による自然環境や景観への影響、地域との合意形成不足などに起因した地域トラブル等の課題に対応するための手段の1つとして、再エネ事業者を対象とした新税の創設について検討するとしている。

青森県再生可能エネルギーに係る新税(法定外普通税)の検討状況

新税検討の経緯・背景	- 再エネは、資源が限られた日本において最大限の導入が期待される一方、一部では、環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないこと等に起因した地域トラブルが発生するなど、<u>自然環境や景観への影響、地域社会との共生といった課題</u>が生じている - このような課題に的確に対応し、<u>再生可能エネルギーの推進と立地地域となる本県の共存・共栄を図っていくことが重要</u>となる - 再エネと地域が共存・共栄するためには、県民の再エネ発電の普及拡大に対する理解促進を前提に、当事者である事業者の理解と協力が必要不可欠であり、事業者とともに本県の豊かな地域資源を作り上げていく、新たな枠組みの構築に取り組む。その1つとして、<u>再エネ全般について、新税の創設を検討</u>する
令和6年度の検討状況	「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議」を、2024年5月～9月に計4回開催。 2024年7月の第3回検討会において、<u>共生制度の実効性を担保する手法の一つとして、再エネ事業者への課税を検討</u>することを青森県が提示。再エネの普及を妨げない負担水準とすること、<u>税収は環境保全、再エネ導入促進等に活用すること等</u>が方向性として示された。

(出典) 青森県(2024)「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討有識者会議 第3回資料」、青森県(2023)「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」、青森県ウェブページ「知事記者会見(臨時)/令和5年9月12日/自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」より作成。